

総務省提出

南三陸町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月

南 三 陸 町

目次

| | |
|------------------------------|------|
| まえがき | P 1 |
| 第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し | |
| (1) 老朽化の状況及び震災前後の公共施設等の状況 | P 2 |
| (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し | P 9 |
| (3) 公共施設等の維持管理費用等に係る財政収支の見込み | P 12 |
| 第2章 公共施設等の管理等に関する基本的な方針 | |
| (1) 計画期間 | P 28 |
| (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策 | P 28 |
| (3) 現状及び課題に関する基本認識 | P 32 |
| (4) 公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方 | P 33 |
| (5) フォローアップの実施方針 | P 35 |
| (6) 公共施設の適正化を踏まえた削減目標値の設定 | P 43 |
| 第3章 施設類型ごとの管理等に関する基本的な方針 | |
| (1) 全体方針 | P 48 |
| (2) 類型別方針 | P 48 |
| (3) 具体方針案 | P 52 |

まえがき

(1) 計画策定の目的

国では、社会資本の老朽化が急速に進展する状況を捉え、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成 25 (2013) 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」として、官民連携、総合的・広域的なアセットマネジメントを推進するほか、ライフサイクルの長期化・コスト低減等を通じて社会資本を効率的・効果的に活用する方針を示した。このことを踏まえ、国は地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請している。

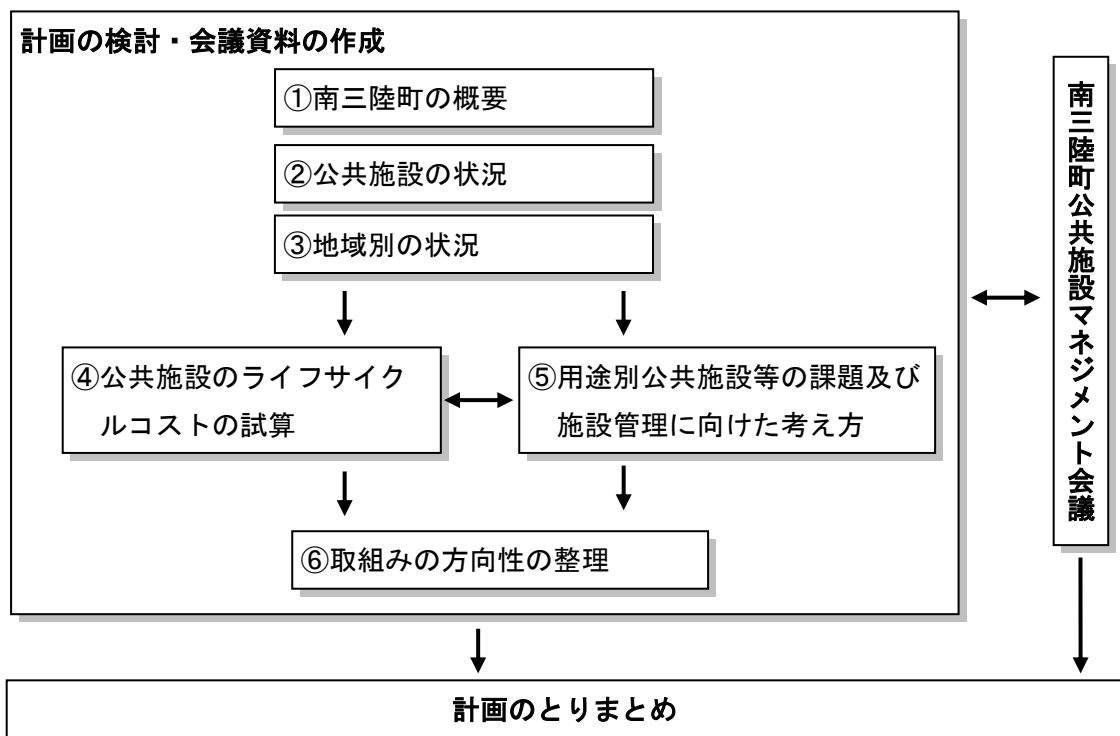
南三陸町では、東日本大震災による津波災害によって、多くの公共施設が被災・流出し、現在復興関連事業によりその再建が図られているところであり、この新設された施設も含めた公共施設を総合的かつ計画的に維持管理し、改修更新していく必要がある。

このため復興関連事業が概ね完了する平成 30 年頃の公共施設を対象に、概ね 40 年後の平成 67 (2055) 年度までの LCC の算出などにより公共施設の将来の姿の可視化を図り、被災前後の公共施設の状況の対照することによって課題をあきらかにする。

この課題を受け、将来人口、財政状況等に応じた公共施設等の適正化方針、維持管理計画等の方向性を示した「南三陸町公共施設等総合管理計画」を策定する。

(2) 計画策定の手順

下図に示す項目に沿って計画の検討を進めた。また、計画策定期間中には、「公共施設マネジメント会議(本部会議・ワーキンググループ会議)」を開催し、アドバイザー及び関係課からの意見を聴取した。



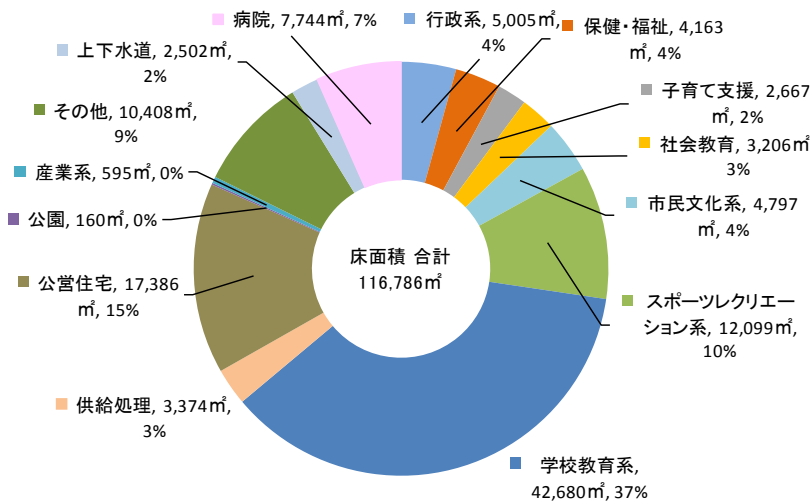
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 老朽化の状況及び震災前後の公共施設等の状況

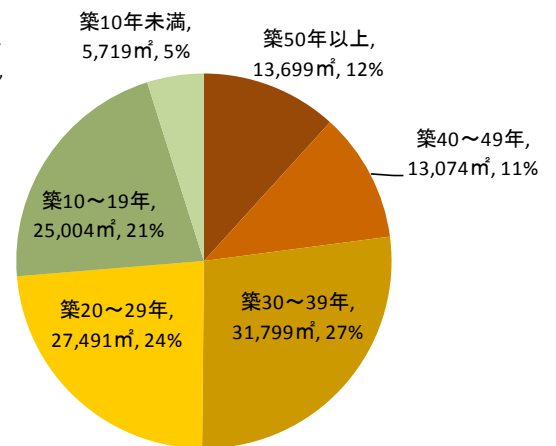
①大震災前の公共施設状況

- 被災前の公共施設の総床面積は約 117 千㎡であり、町民 1 人あたり 6.84 ㎡である。
- 施設分類別には、学校施設が全体の 37%、公営住宅が 15%と多くを占めており、これは全国共通である。次いで、スポーツ・レクリエーション系施設 10%、市民文化系施設 4% などとなっている。
- 震災前では、築 30 年以上の公共施設建築物が全体の約 50%を占めており、市民文化施設、社会教育施設、行政系施設などで築 30 年以上が特に多い。

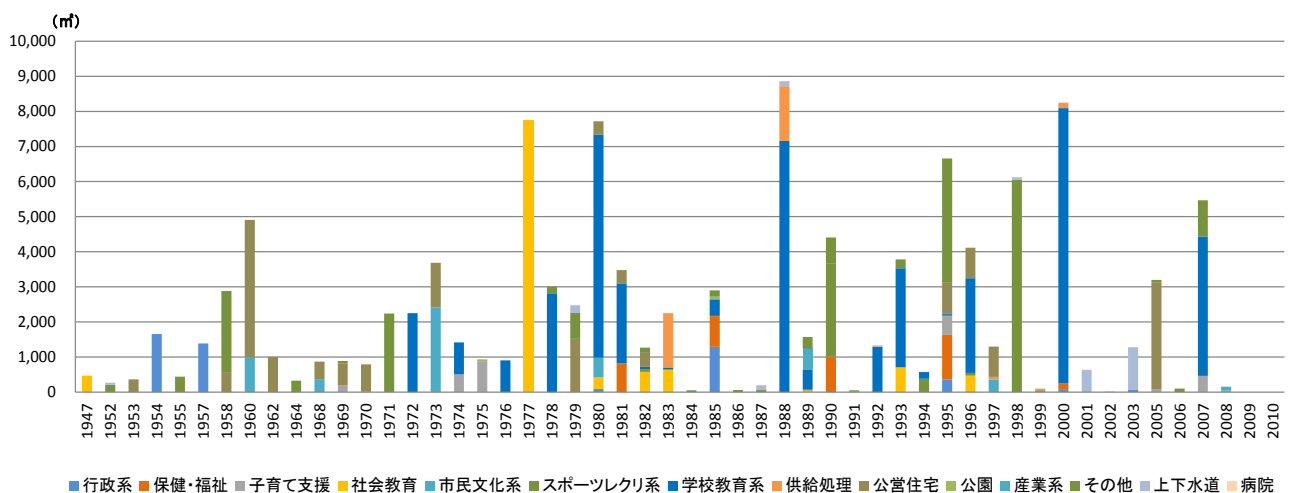
■大震災前の大分類別の延床面積の割合（被災前-平成 22 年度）…床面積ベース



《築年別床面積》



■年度別整備量

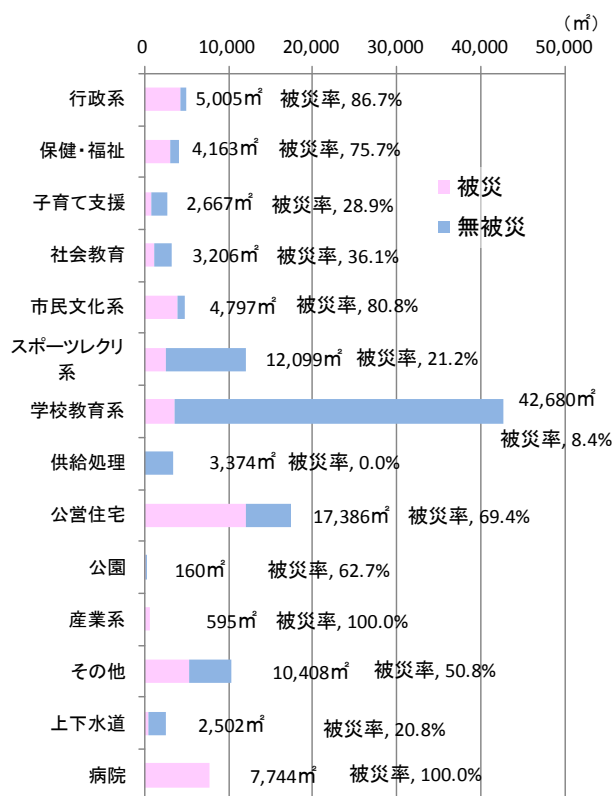


②東日本大震災による公共施設（建築物）の被災状況

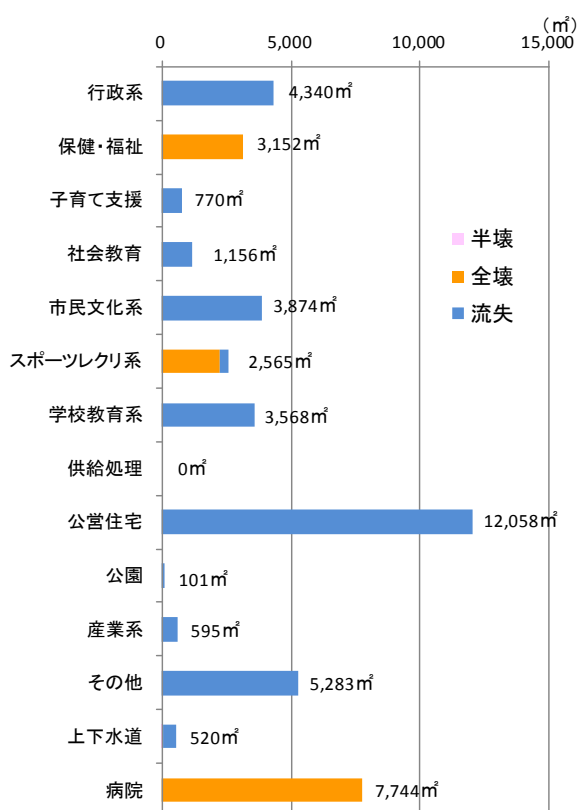
- 被災前の公共施設（建築物）の約4割（床面積ベース）が東日本大震災の津波等により大きな被害を受けており、床面積ベースで約4万6千㎡の被害があった。
- 被害は、公営住宅、病院や保健・福祉施設で多い。
- 平坦地など標高の低い土地が比較的多い町の中心部を含む志津川地区で公営住宅、病院や保健・福祉施設などの多くの施設が被災した。
- 戸倉地区では、学校施設や児童施設等、伊里前地区では庁舎、集会施設、保健・福祉施設等、名足地区では公営住宅が被災した。

■東日本大震災による公共施設の被災状況（分類別床面積ベース）

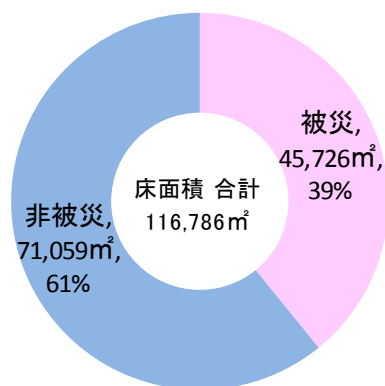
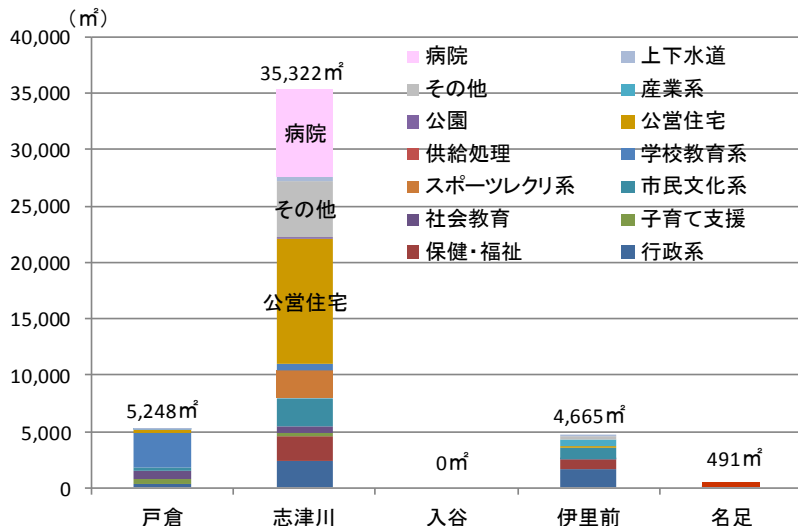
<施設分類別被災状況>



<被災の種類>



■東日本大震災による公共施設の地区別被災状況（分類別床面積ベース）

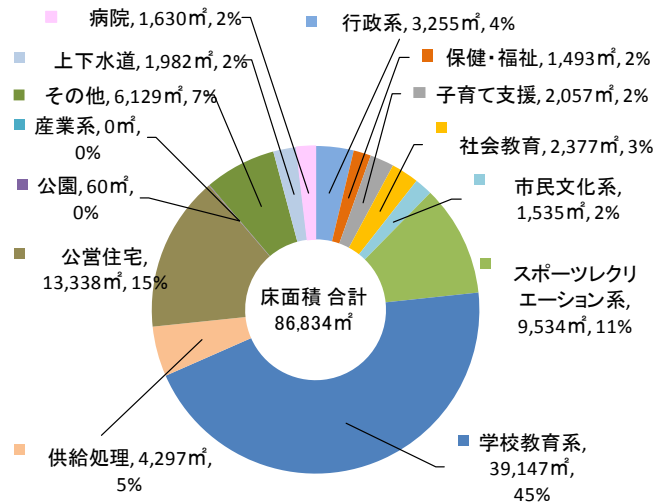


③現況の公共施設（建築物）の状況 [平成 26 年度末現在]

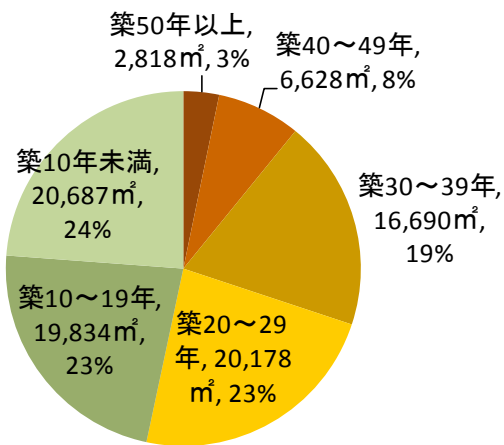
■東日本大震災の津波等により多くの公共施設建築物を失ったが、その後の復興に向けて整備された仮設建物なども含め、平成 26 年度末現在での公共施設建築物の床面積ベースで約 8 万 7 千㎡である。

■志津川地区や伊里前地区で多くの公共施設建築物があるが、志津川地区では前述のように公営住宅、病院や保健・福祉施設などの多くの施設を失い、現状の公営住宅は少ない。

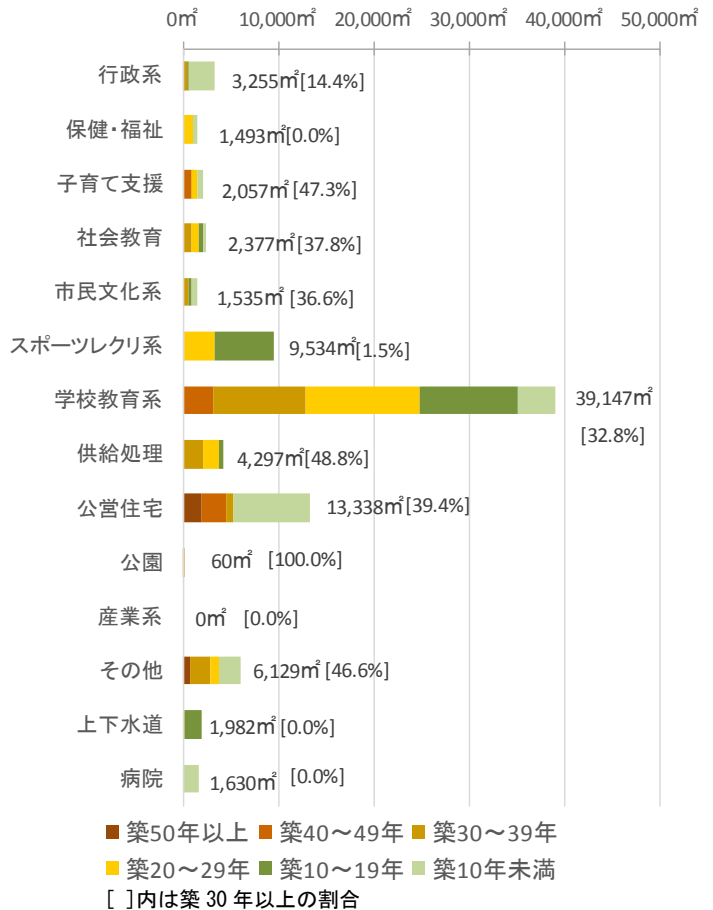
■大分類別の延床面積の割合（現状-平成 26 年度）…床面積ベース



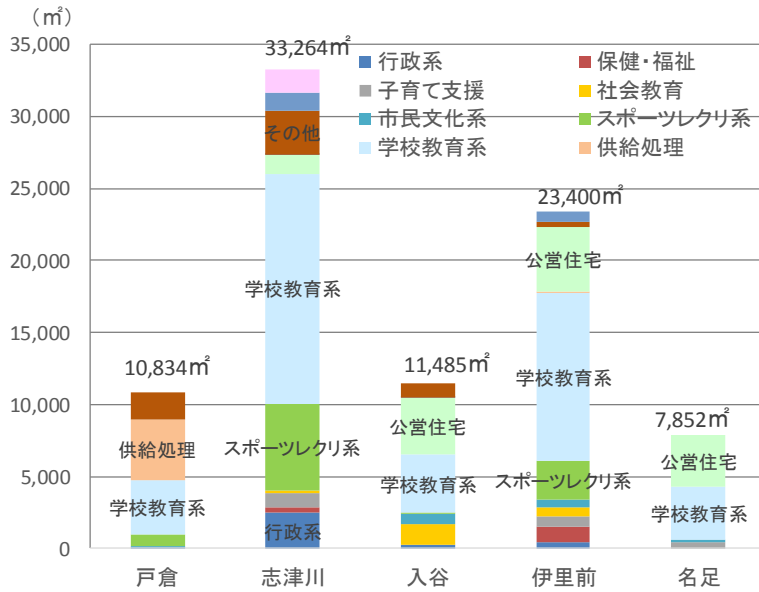
■現状の公共施設の築年数別床面積 《全体》



《大分類別》



■現状の地区別公共施設の状況（床面積ベース）



■現状の地区別公共施設の状況（床面積ベース）

| | 戸倉 | 志津川 | 入谷 | 伊里前 | 名足 | 合計 |
|----------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 行政系 | 88 | 2,469 | 252 | 446 | 0 | 3,255 |
| 構成比 | [2.7%] | [75.9%] | [7.8%] | [13.7%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 保健・福祉 | 0 | 384 | 0 | 1,109 | 0 | 1,493 |
| 構成比 | [0.0%] | [25.7%] | [0.0%] | [74.3%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 子育て支援 | 0 | 949 | 0 | 647 | 461 | 2,057 |
| 構成比 | [0.0%] | [46.1%] | [0.0%] | [31.5%] | [22.4%] | [100.0%] |
| 社会教育 | 0 | 220 | 1,475 | 682 | 0 | 2,377 |
| 構成比 | [0.0%] | [9.3%] | [62.0%] | [28.7%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 市民文化系 | 99 | 0 | 721 | 517 | 198 | 1,535 |
| 構成比 | [6.5%] | [0.0%] | [47.0%] | [33.7%] | [12.9%] | [100.0%] |
| スポーツレクリ系 | 771 | 6,056 | 41 | 2,666 | 0 | 9,534 |
| 構成比 | [8.1%] | [63.5%] | [0.4%] | [28.0%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 学校教育系 | 3,810 | 15,970 | 4,020 | 11,698 | 3,648 | 39,147 |
| 構成比 | [9.7%] | [40.8%] | [10.3%] | [29.9%] | [9.3%] | [100.0%] |
| 供給処理 | 4,226 | 0 | 0 | 71 | 0 | 4,297 |
| 構成比 | [98.3%] | [0.0%] | [0.0%] | [1.7%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 公営住宅 | 0 | 1,260 | 4,004 | 4,529 | 3,545 | 13,338 |
| 構成比 | [0.0%] | [9.4%] | [30.0%] | [34.0%] | [26.6%] | [100.0%] |
| 公園 | 0 | 47 | 13 | 0 | 0 | 60 |
| 構成比 | [0.0%] | [78.3%] | [21.7%] | [0.0%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 産業系 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 構成比 | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 1,839 | 3,026 | 959 | 306 | 0 | 6,129 |
| 構成比 | [30.0%] | [49.4%] | [15.6%] | [5.0%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 上下水道 | 0 | 1,254 | 0 | 728 | 0 | 1,982 |
| 構成比 | [0.0%] | [63.3%] | [0.0%] | [36.7%] | [0.0%] | [100.0%] |
| 病院 | 0 | 1,630 | 0 | 0 | 0 | 1,630 |
| 構成比 | - | [100.0%] | - | - | - | [100.0%] |
| 合計 | 10,834 | 31,634 | 11,485 | 23,400 | 7,852 | 86,834 |
| 構成比 | [12.5%] | [38.3%] | [13.2%] | [26.9%] | [9.0%] | [100.0%] |

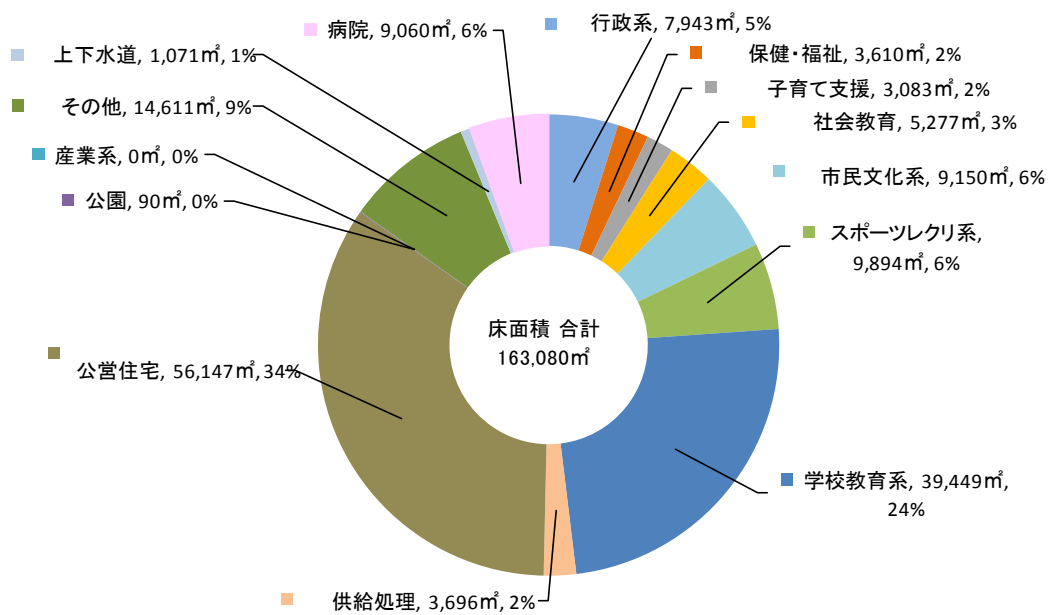
■現状の地区別公共施設の築年の状況（床面積ベース）

| | 築50年 以上 | 築40～ 49年 | 築30～ 39年 | 築20～ 29年 | 築10～ 19年 | 築10年 未満 | 合計 | 30年以 上 |
|----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|----------|-----------|
| 行政系 | 190 | 20 | 258 | 20 | 176 | 2,590 | 3,255 | [14.4%] |
| 構成比 | [5.9%] | [0.6%] | [7.9%] | [0.6%] | [5.4%] | [79.6%] | [100.0%] | |
| 保健・福祉 | 0 | 0 | 0 | 1,010 | 0 | 483 | 1,493 | [0.0%] |
| 構成比 | [0.0%] | [0.0%] | [0.0%] | [67.7%] | [0.0%] | [32.3%] | [100.0%] | |
| 子育て支援 | 0 | 860 | 113 | 534 | 0 | 550 | 2,057 | [47.3%] |
| 構成比 | [0.0%] | [41.8%] | [5.5%] | [26.0%] | [0.0%] | [26.7%] | [100.0%] | |
| 社会教育 | 0 | 0 | 898 | 709 | 442 | 328 | 2,377 | [37.8%] |
| 構成比 | [0.0%] | [0.0%] | [37.8%] | [29.8%] | [18.6%] | [13.8%] | [100.0%] | |
| 市民文化系 | 0 | 0 | 562 | 0 | 361 | 612 | 1,535 | [36.6%] |
| 構成比 | [0.0%] | [0.0%] | [36.6%] | [0.0%] | [23.5%] | [39.9%] | [100.0%] | |
| スポーツレクリ系 | 0 | 0 | 140 | 3,219 | 6,174 | 0 | 9,534 | [1.5%] |
| 構成比 | [0.0%] | [0.0%] | [1.5%] | [33.8%] | [64.8%] | [0.0%] | [100.0%] | |
| 学校教育系 | 0 | 3,164 | 9,657 | 12,048 | 10,258 | 4,020 | 39,147 | [32.8%] |
| 構成比 | [0.0%] | [8.1%] | [24.7%] | [30.8%] | [26.2%] | [10.3%] | [100.0%] | |
| 供給処理 | 0 | 0 | 2,097 | 1,631 | 569 | 0 | 4,297 | [48.8%] |
| 構成比 | [0.0%] | [0.0%] | [48.8%] | [38.0%] | [13.2%] | [0.0%] | [100.0%] | |
| 公営住宅 | 1,916 | 2,567 | 775 | 0 | 0 | 8,080 | 13,338 | [39.4%] |
| 構成比 | [14.4%] | [19.2%] | [5.8%] | [0.0%] | [0.0%] | [60.6%] | [100.0%] | |
| 公園 | 0 | 18 | 42 | 0 | 0 | 0 | 60 | [100.0%] |
| 構成比 | [0.0%] | [29.8%] | [70.2%] | [0.0%] | [0.0%] | [0.0%] | [100.0%] | |
| 産業系 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | [0.0%] |
| 構成比 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 711 | 0 | 2,147 | 879 | 0 | 2,393 | 6,129 | [46.6%] |
| 構成比 | [11.6%] | [0.0%] | [35.0%] | [14.3%] | [0.0%] | [39.0%] | [100.0%] | |
| 上下水道 | 0 | 0 | 0 | 128 | 1,854 | 0 | 1,982 | [0.0%] |
| 構成比 | [0.0%] | [0.0%] | [0.0%] | [6.4%] | [93.6%] | [0.0%] | [100.0%] | |
| 病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,630 | 1,630 | [0.0%] |
| 構成比 | [0.0%] | [0.0%] | [0.0%] | [0.0%] | [0.0%] | [100.0%] | [100.0%] | - |
| 合計 | 2,818 | 6,628 | 16,690 | 20,178 | 19,834 | 20,687 | 86,834 | [30.1%] |
| 構成比 | [3.2%] | [7.6%] | [19.2%] | [23.2%] | [22.8%] | [23.8%] | [100.0%] | |

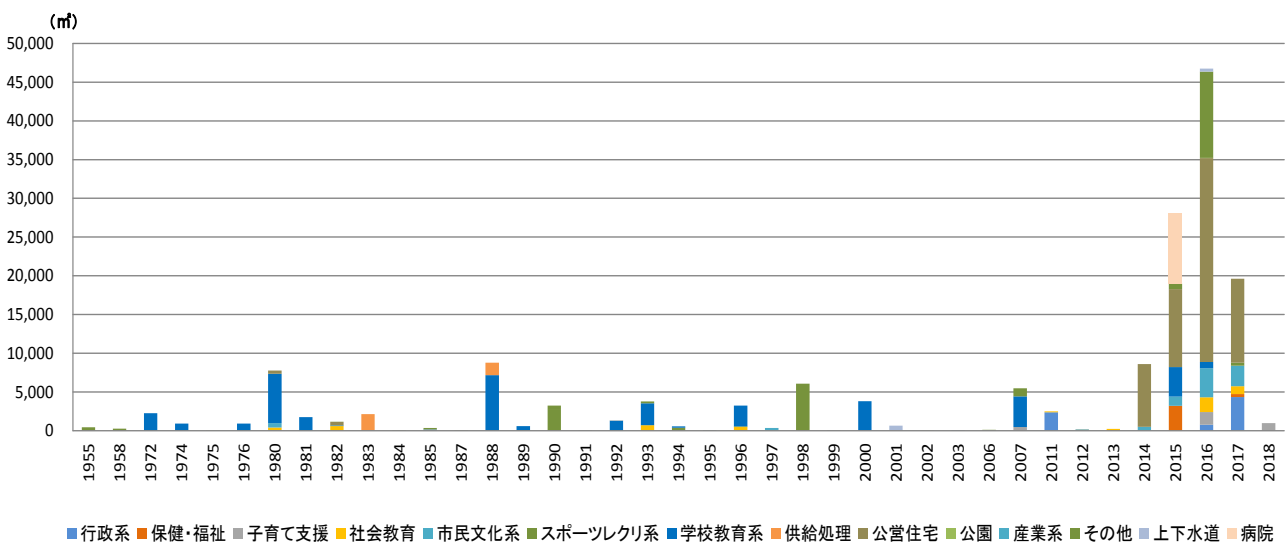
④計画の対象とする公共施設（建築物）の状況

- 平成 26 年度末の現況は、大震災後の仮庁舎等の仮設建築物を多く含んでいる。そのため、計画の対象とする公共施設建築物は、復興計画による公共施設整備で、仮設を解消し、平成 30 年度まで完成が見込まれる建物を含めるものとする。平成 26 年度末の後に整備が見込まれる公共施設建築物の床面積は約 10 万 4 千㎡であり、仮設建築物の解消を見込んで、計画の対象とする床面積は、約 16 万 3 千㎡である。
- 復旧再生される公共施設建築物の多くは、公営住宅であり、それに病院、庁舎等の行政系施設などが含まれる。

■計画の対象とする公共施設（建築物）の状況…床面積ベース



〈築年〉



⑤耐震化の状況

■新耐震基準以前に整備された施設は、全体の約9%と少なく、大半が学校施設となっている。

計画対象の公共施設のうち、新耐震基準(昭和56年)以前に整備された建築物は、14,318㎡、全体の約9%となっており、その多くが学校施設(志津川小学校、歌津中学校のほか、旧入谷中学校、旧林際小学校など)となっている。

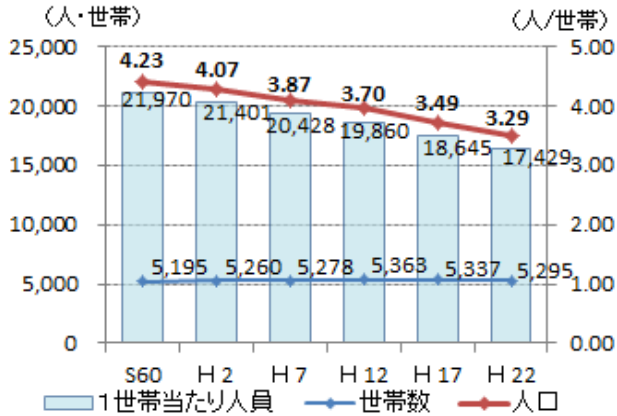
そのほかに、比較的規模の大きい入谷公民館、伝習館などもあるが、それ以外は、100㎡以下の小規模なポンプ置場などとなっている。

(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

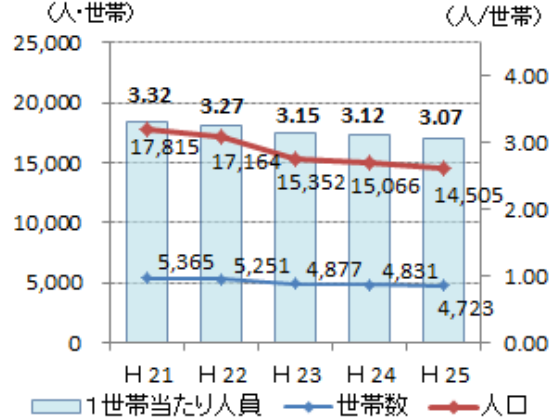
①人口の推移

- 人口は年間 200～300 人の幅で減少傾向にあったが、大震災後の 1 年間で約 1,700 人減少し、その後も年間 300～400 人の幅で減少しており、世帯数の減少も顕著になっている。
- 年少人口・生産年齢人口が減少する一方で高齢者は増加し、少子高齢化が着実に進んでいる。

■人口・世帯数の推移 (S60-H22)

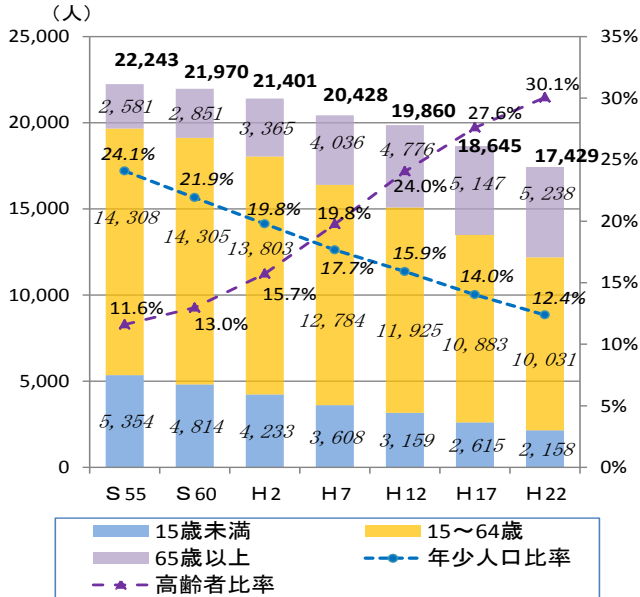


■人口・世帯数の推移 (H21-H25)



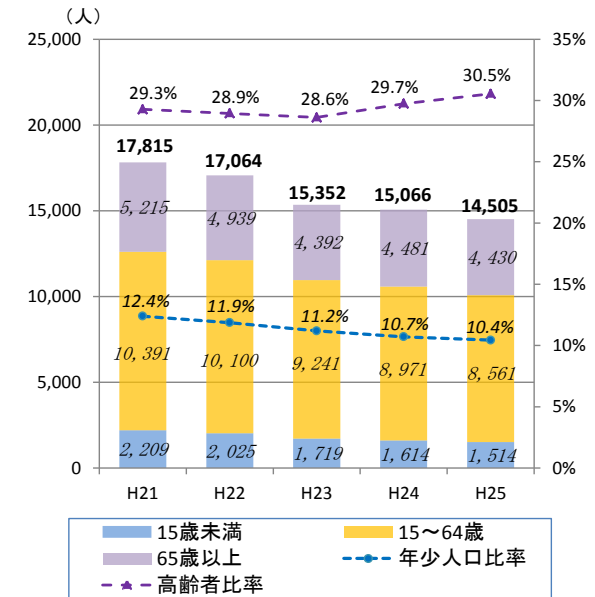
資料：国勢調査

■年齢3区分別人口の推移 (S55-H22)



資料：国勢調査

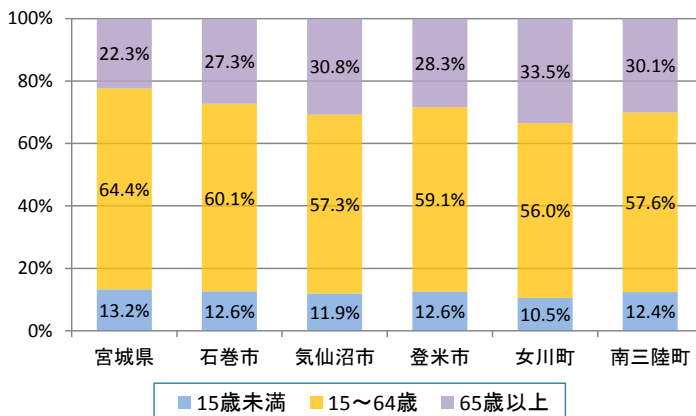
■年齢3区分別人口割合の推移 (H21-H25)



資料：住民基本台帳

(南三陸町統計年鑑 平成 26 年度版)

■周辺市町の年齢3区分人口の割合 (H22)



資料：国勢調査

②地域別人口

■全体の4割が志津川、2割が伊里前に集中している。

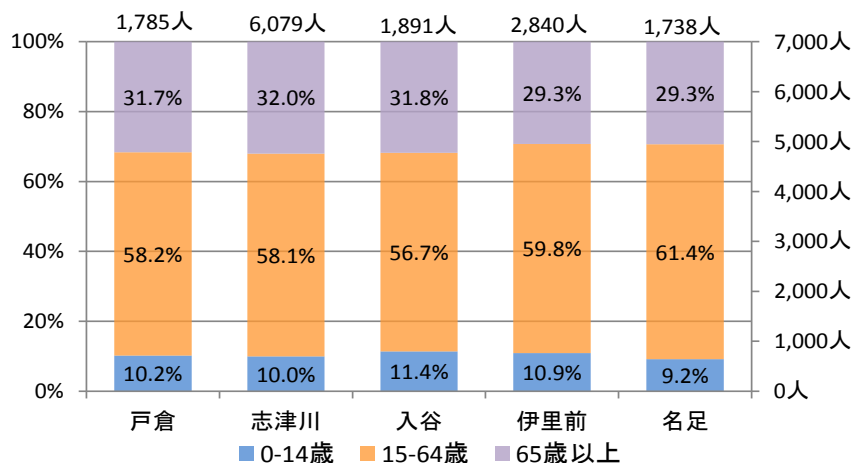
■全町平均と比べ、志津川、入谷、戸倉は高齢化率が若干高く、生産年齢人口比率が若干低い。伊里前は、相対的に高齢化率は低く、年少人口比率と生産年齢人口比率は高い。名足は生産年齢人口比率が若干高いのが目立つ。

■地域別人口(平成26年8月)

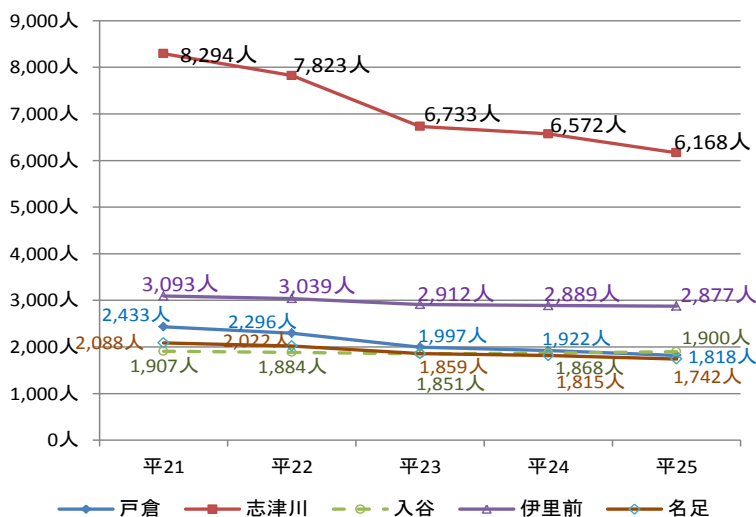
| | 戸倉 | 志津川 | 入谷 | 伊里前 | 名足 | 合計 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 0-14歳 | 182 | 605 | 216 | 310 | 160 | 1,473 |
| 15-64歳 | 1,038 | 3,529 | 1,073 | 1,699 | 1,068 | 8,407 |
| 65歳以上 | 565 | 1,945 | 602 | 831 | 510 | 4,453 |
| 人口計 (構成比) | 1,785 (12.5%) | 6,079 (42.4%) | 1,891 (13.2%) | 2,840 (19.8%) | 1,738 (12.1%) | 14,333 (100.0%) |
| 年少人口比率 | 10.2% | 10.0% | 11.4% | 10.9% | 9.2% | 10.3% |
| 生産年齢人口比率 | 58.2% | 58.1% | 56.7% | 59.8% | 61.4% | 58.7% |
| 高齢化率 | 31.7% | 32.0% | 31.8% | 29.3% | 29.3% | 31.1% |

資料：住民基本台帳

■地域別年齢3区分構成(平成26年8月)



■地域別人口の推移(平成26年8月)

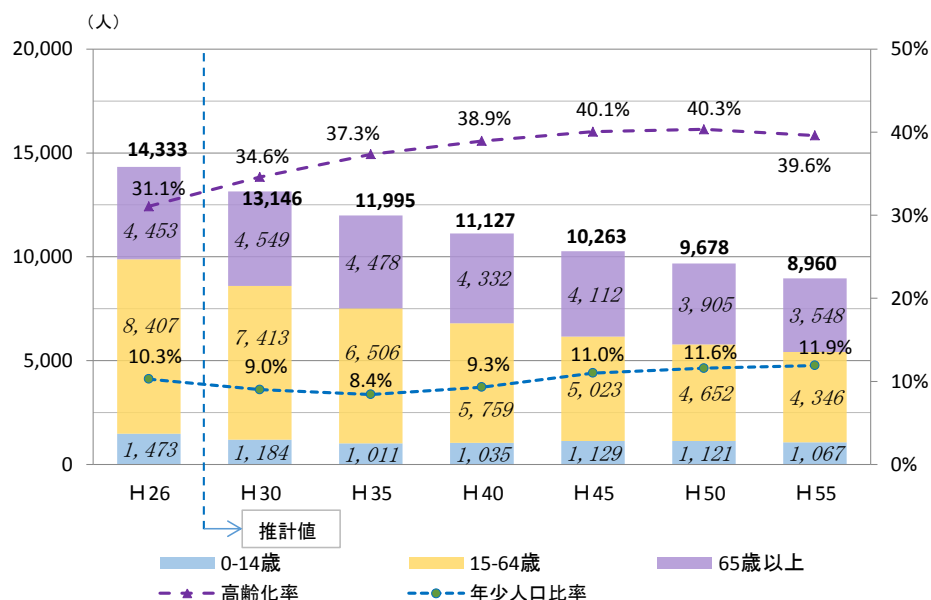


資料：住民基本台帳 (南三陸町統計年鑑 平成26年度版)

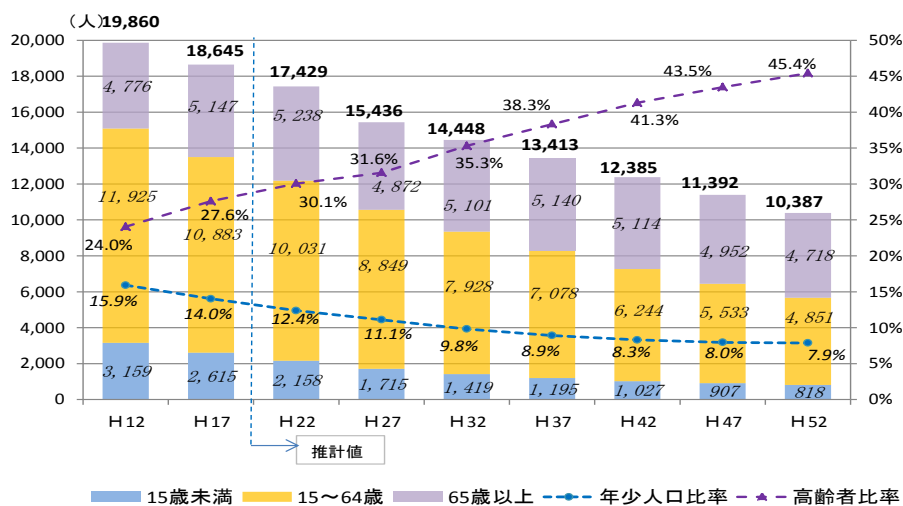
③将来推計人口

- 人口減少は今後も続き、平成50年には1万人を下回り、約9.7千人になることが見込まれる。
- 生産年齢人口は減少し続け、老年人口も平成29年頃をピークに減少し始め、高齢化率では平成50年頃にピークを迎え40%を超えることが予想される。

■将来推計人口……住民基本台帳人口を基にコーホート要因法による推計



【参考】国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査を基にコーホート要因法による推計



資料：「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口

(3) 公共施設等の維持管理費用等に係る財政収支の見込み

① 財政の状況

1) 歳入の状況

- 本町の財政規模は、約80億円程度で推移してきたが、2011（H23）年3月の震災により、復興事業が行われていることから、2011（H23）年度以降財政規模は大幅に増加している。
- 歳入の内訳についてみると、東日本大震災以降、依存財源にあたる「地方交付税」「国庫支出金」「県支出金」が増加している。また、自主財源のなかで「町税」については震災で減少し回復途中の段階である。また、「その他」の増加は、「繰入金」や「繰越金」が生じていることが主な要因である。
- 町税の内訳をみると、震災以降で「町民税（個人）」と「固定資産税」が落ち込んでいる。いずれも、復興の進捗に伴い回復傾向にあるものの、町内人口は震災の影響で大幅に減少していることから元の水準まで戻るのは難しいと考えられる。
- 一方で、「町民税（法人）」は復興事業を担う建設業者等の事務所設置により倍近く増加しているが、地場の事業者数自体は震災以前よりも減少しており、復興完了期時点には震災前の水準以下に落ち込むことが想定される。

■歳入・歳出額の推移

(単位：百万円)

| | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|---------|--------|
| 歳入額 | 8,585 | 7,660 | 8,611 | 8,640 | 27,011 | 100,375 | 60,577 |
| 歳出額 | 8,399 | 7,336 | 8,333 | 8,177 | 23,310 | 97,592 | 56,173 |

資料：宮城県「県内市町村の財政状況資料集」

■歳入額の推移

(単位：百万円)

| | | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|--------|
| 合計 | | 8,585 | 7,660 | 8,611 | 8,640 | 27,011 | 100,375 | 60,577 |
| 自主財源 | 町税 | 1,346 | 1,340 | 1,338 | 1,299 | 577 | 821 | 943 |
| | その他 | 913 | 863 | 984 | 725 | 1,989 | 6,604 | 21,259 |
| | 計 | 2,259 | 2,204 | 2,322 | 2,024 | 2,567 | 7,425 | 22,202 |
| | | 26.3% | 28.8% | 27.0% | 23.4% | 9.5% | 7.4% | 36.7% |
| 依存財源 | 地方交付税 | 3,546 | 3,520 | 3,710 | 3,962 | 8,177 | 10,432 | 11,493 |
| | 国庫支出金 | 591 | 648 | 1,125 | 1,009 | 7,569 | 77,164 | 22,208 |
| | 県支出金 | 613 | 461 | 500 | 516 | 7,748 | 4,709 | 3,967 |
| | 町債 | 1,254 | 524 | 658 | 830 | 670 | 387 | 451 |
| | 地方譲与税等 | 320 | 303 | 296 | 298 | 279 | 259 | 255 |
| | 計 | 6,325 | 5,457 | 6,289 | 6,616 | 24,444 | 92,950 | 38,375 |
| | | 73.7% | 71.2% | 73.0% | 76.6% | 90.5% | 92.6% | 63.3% |

資料：宮城県「県内市町村の財政状況資料集」

■町税額の推移（内訳）

(単位：百万円)

| | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 1,346 | 1,340 | 1,338 | 1,299 | 577 | 821 | 943 |
| 町民税（個人） | 452 | 445 | 469 | 432 | 203 | 215 | 285 |
| 町民税（法人） | 64 | 57 | 49 | 48 | 31 | 100 | 99 |
| 固定資産税 | 690 | 700 | 682 | 676 | 273 | 376 | 402 |
| その他 | 141 | 138 | 138 | 143 | 70 | 130 | 158 |

資料：宮城県「県内市町村の財政状況資料集」

※普通会計：地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なり、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現される。

2) 歳出の状況

- 歳出の内訳について性質別に見てみると、復興事業により「物件費」「維持補修費」「補助費等」「積立金」「投資的経費」が、震災以前に比べて特に大きく増加している。
- 一方で、震災前の段階から、「扶助費（社会保障費等）」が増加を続けており、今後も、高齢化の進行に伴ってさらに増加することが見込まれる。
- 歳出のうち普通建設事業費の割合が最も大きく、平成 25 年度は約 193 億円と 34.3%を占める。
- 義務的経費の中でも、扶助費は高齢者の増加に伴って、今後も高い水準で推移することが予測される。
- 投資的経費は普通建設事業と災害復旧事業であり、大震災以降急激に増加してしている。また、増加している普通建設事業の大半が補助事業である。

■歳出額の推移（内訳）

（単位：百万円）

| | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 8,399 | 7,336 | 8,333 | 8,177 | 23,310 | 97,592 | 56,173 |
| 人件費* | 1,827 | 1,838 | 1,804 | 1,774 | 1,544 | 1,621 | 1,733 |
| 物件費 | 1,134 | 1,111 | 1,228 | 1,169 | 5,136 | 5,997 | 5,687 |
| 維持補修費 | 35 | 45 | 42 | 35 | 32 | 86 | 95 |
| 扶助費* | 351 | 352 | 372 | 597 | 2,930 | 586 | 595 |
| 補助費等 | 1,042 | 1,092 | 1,150 | 928 | 1,934 | 18,164 | 14,857 |
| 公債費* | 1,035 | 1,048 | 1,060 | 1,156 | 1,080 | 1,133 | 1,026 |
| 積立金 | 442 | 168 | 248 | 162 | 6,322 | 65,158 | 8,538 |
| 投資・出資・貸付金 | 138 | 167 | 275 | 230 | 395 | 262 | 210 |
| 繰出金 | 749 | 707 | 763 | 775 | 959 | 842 | 861 |
| 投資的経費 | 1,645 | 808 | 1,392 | 1,350 | 2,978 | 3,743 | 22,572 |
| 普通建設事業費 | 1,588 | 808 | 1,346 | 1,327 | 1,138 | 1,847 | 19,306 |
| うち補助事業 | 774 | 441 | 472 | 342 | 865 | 1,595 | 19,025 |
| 災害復旧事業 | 57 | 0 | 46 | 23 | 1,840 | 1,897 | 3,266 |
| 義務的経費* 計 | 3,213 | 3,238 | 3,236 | 3,527 | 5,554 | 3,340 | 3,354 |

資料：宮城県「県内市町村の財政状況資料集」

※義務的経費：地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられている経費であることから、削減することが難しい。人件費、扶助費及び公債費の3つからなる。

※投資的経費：道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※扶助費：性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

3) 地方交付税

- 地方交付税は、大震災前の平成 22 年度では歳入の約 45%を占めていた。大震災後は震災復興特別交付税により、地方交付税全体としては増加している。
- 平成 28 年度から合併算定替に伴う優遇措置の段階的削減により減少することとなっているが、普通交付税は平成 25 年をピークに既に縮小し始めている。

■地方交付税の推移（内訳）

（単位：百万円）

| | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方交付税計 | 3,546 | 3,520 | 3,710 | 3,962 | 8,177 | 10,432 | 11,493 |
| 普通交付税 | | | | 3,634 | 3,662 | 3,652 | 3,736 |
| 特別交付税 | | | | 328 | 2,834 | 251 | 231 |
| 震災復興特別交付税 | | | | | 1,682 | 6,528 | 7,526 |

※普通交付税：H26 年度；3,578 百万円、H27 年度；3,504 百万円

資料：宮城県「県内市町村の財政状況資料集」

4) 普通建設事業費等

- 普通建設事業費は大震災以降に大きく増加し、平成 21 年度に 13 億円だったものが、25 年度には 193 億円となるとともに、補助事業が多くなり単独事業は大きく減少している。
- 人口 1 人あたりの普通建設事業費は類似団体と比較して低い状況にあったが、大震災以降は、復興工事で高い水準となっている。
- 復興段階後に、町の財政のみで公共施設等の整備を行うことは厳しい状況になると予測される。
- なお、災害復旧事業費は平成 24・25 年度では約 20~30 億円である。

■普通建設事業費と人口 1 人あたり決算額の推移

| | 南三陸町 決算額 (千円) | 人口 1 人あたり決算額 | | | | |
|--------|---------------------|--------------|----------------|---------------|----------------|---------|
| | | 南三陸町 (円) | 増減率 (%) (A) | 類似団体平均 (円) | 増減率 (%) (B) | (A)-(B) |
| H21 | 1,345,939 | 75,551 | 68.6 | 102,412 | 52.4 | 16.2 |
| うち単独分 | 866,004 | 48,611 | 142.4 | 58,752 | 71.3 | 71.1 |
| H22 | 1,327,201 | 77,221 | 2.2 | 106,194 | 3.7 | ▲ 1.5 |
| うち単独分 | 973,271 | 56,628 | 16.5 | 51,075 | ▲ 13.1 | 29.6 |
| H23 | 1,138,493 | 74,159 | ▲ 4.0 | 90,833 | ▲ 14.5 | 10.5 |
| うち単独分 | 273,881 | 17,840 | ▲ 68.5 | 47,037 | ▲ 7.9 | ▲ 60.6 |
| H24 | 1,846,783 | 122,580 | 65.3 | 79,181 | ▲ 12.8 | 78.1 |
| うち単独分 | 233,774 | 15,517 | ▲ 13.0 | 40,448 | ▲ 14.0 | 1.0 |
| H25 | 19,306,371 | 1,314,879 | 972.7 | 118,124 | 49.2 | 923.5 |
| うち単独分 | 224,694 | 15,303 | ▲ 1.4 | 54,614 | 35.0 | ▲ 36.4 |
| 5 年間平均 | 4,992,957 | 332,878 | 221.0 | 99,349 | 15.6 | 205.4 |
| うち単独分 | 514,325 | 30,780 | 15.2 | 50,385 | 14.3 | 0.9 |

資料：宮城県「県内市町村の財政状況資料集」

5) 将来の財政見通し

a. 予算規模の将来見通し

- 歳入の大きな割合を占める普通交付税は、合併算定替えの特例措置が平成 28 年度から段階的に減額され平成 32 年度には終了することとなっており、人口減少による税収縮小等と相俟って、予算規模が縮減していくことが予想される。
- 将来的な予算規模の縮小については、平成 35 年頃には 50 億円を割り込む予測となっている（新町建設計画の財政計画による）。

b. 歳入、歳出の内訳の見通し

- 歳入は、町債を除くすべての項目において減少する見込み。今後、人口減少が引き続く中で、平成 40 年代前半には生産年齢人口比率が 50%を割り込む予想となっており、地方交付金、町税収入等は、大きく減少することが見込まれる。
- 歳出は、今しばらく高齢者数が多い状況が続き、扶助費の増加や病院会計等への繰出金の負担などが引き続く見通しであり、歳入の増加が見込めない中で、投資的経費が減少せざるを得ない見込みである。

c. 普通建設事業費の将来見通し

- 歳入が縮小していく見通しの中で、義務的経費の他、一部事務組合や病院事業会計への補助金等へが引き続く見込みであり、公共施設、インフラ施設の整備に使用される普通建設事業費は減少する見込み。

②公共施設（建築物）の改修・更新費用

1) 公共施設（建築物）の改修・更新の考え方と単価設定

すべての公共施設（100 m²以下の公共施設及び倉庫等も含む）を同規模で建替えるものとして、将来的にかかる更新投資額を以下の考え方に基づき試算する。

【将来更新投資額算定の考え方】

① 更新時期

耐用年数を60年と設定する。

②大規模改修

耐用年数の1/2（30年）経過時点で大規模改修を行い、その後30年で建替えを行う設定とする。

③ 更新後の公共施設面積

現在の公共施設面積と同一の公共施設を再整備する。

④更新単価

公共施設の更新単価は、将来更新投資額は一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」の考え方に基づき以下の設定とする。

■用途別耐用年数及び大規模改修時期

| 用途 | 上段:耐用年数(年) 下段:大規模改修時期 | 大規模改修単価 (千円/m ²) | 更新単価 (千円/m ²) |
|---|--------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 市民文化系施設、社会教育系施設、観光・産業系施設、医療施設、行政系施設 | 60年 30年 | 250 | 400 |
| スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、倉庫等、その他 | 60年 30年 | 200 | 360 |
| 学校教育系施設、子育て支援施設、公園 | 60年 30年 | 170 | 330 |
| 公営住宅 | 60年 30年 | 170 | 280 |

※本資料で、上記の設定で試算を行ったところ、大規模改修時期への財政負担の増大、特に復興事業で整備された施設の集中がみられる。

2) 将来更新投資額の試算（公共施設＝建築物）

a. 被災前(H22)の施設の将来更新投資額の試算（公共建築物の更新・改修の推計）

- 被災前の施設を、そのまま改修・更新を継続し続けるものと仮定して推計した。
- 2055年までの40年間に公共施設の更新にかかる費用は約519億円である。

被災前の施設をそのまま改修・更新し続けると仮定して試算した結果、平成28年(2016)～平成67年(2055)の40年間に約519億円の費用が必要となり、年間約13.0億円かかる計算となる。

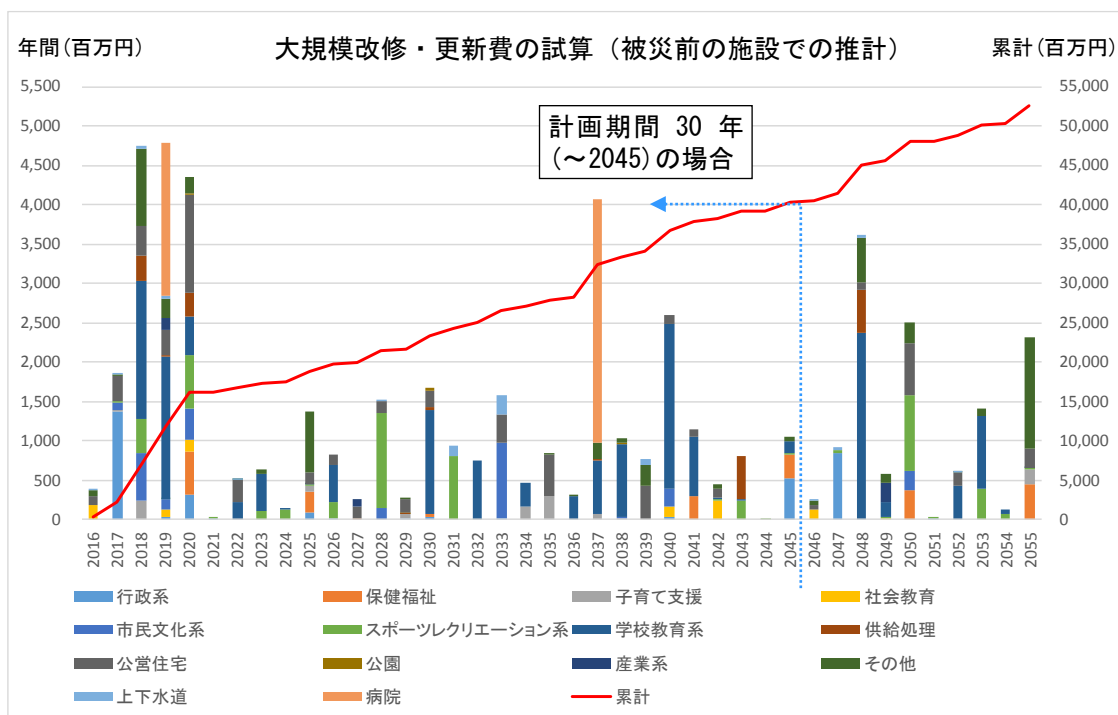
この推計では、1985年以前に建設された施設の改修・更新を2020年までに対応すると仮定したため、その期間での費用負担が大幅に増加する。つまり、すでに更新時期をむかえている施設や数年のうちに更新が必要となっている施設については、廃止や譲渡等も含めた活用方策の検討が必要と考えられる。

なお、本計画の期間を2045年までの30年間に設定した場合でも、その期間の費用が404億円(年間13.5億円)となり、年間の負担はそれほど変わらない。

試算の考え方

- ・1955年以前に建設の施設については、2016～18年に更新、その30年後に大規模改修
- ・1956～1965年に建設の施設については、60年経過で更新、その30年後に大規模改修
- ・1966～1985年に建設の施設は、2016～20年に大規模改修、建設から60年経過で更新

■将来更新投資額の試算（公共施設）



| | |
|-----------|---------|
| 累計更新投資額 | 約519億円 |
| 更新投資額(年間) | 約13.0億円 |

b. 計画施設の将来更新投資額の試算（公共建築物の更新・改修の推計）

- 今後 40 年間に公共施設の更新にかかる費用は約 438 億円となり、被災前の施設における推計より約 16%少ない額となる。
- 年間約 10.9 億円の費用が必要と想定されるが、その費用が確保後できるかが今後の課題となる。（財政の将来設定は検討中）

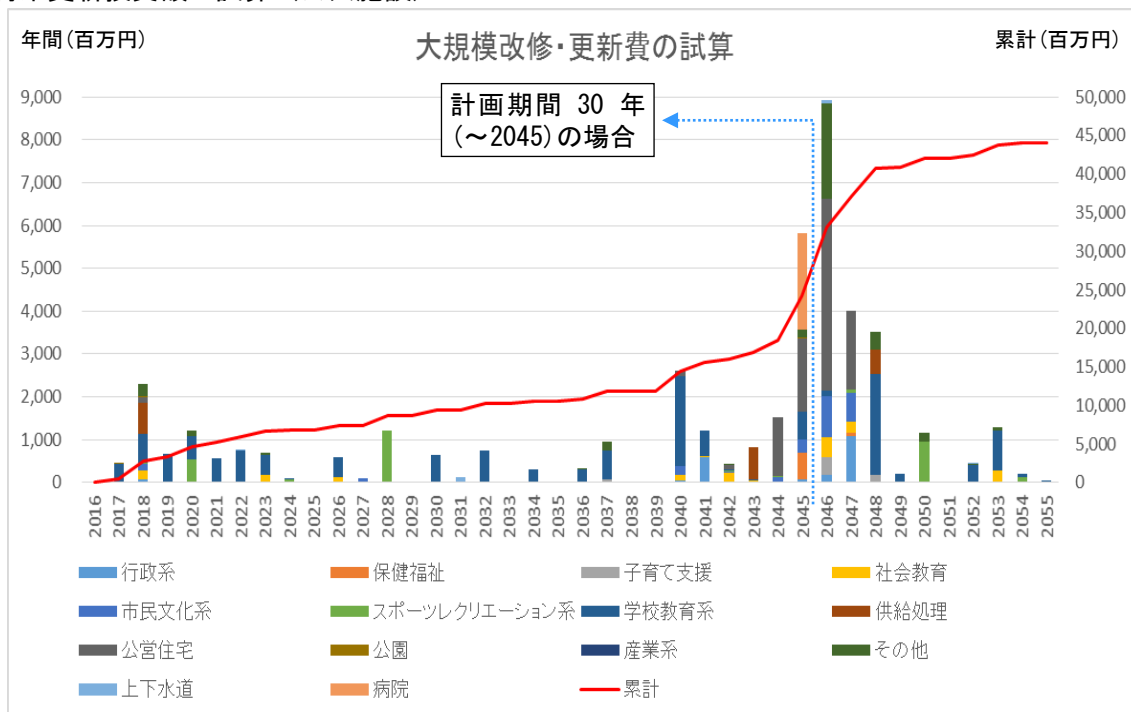
公共施設（建築物）の建替えや大規模改修にかかる将来更新投資額の試算の結果、平成 28 年（2016）～平成 67 年（2055）の 40 年間に約 438 億円の費用が必要となり、年間約 10.9 億円かかる計算となる。特に、2014 年から 2018 年ごろに建設される施設の大規模改修が集中する 2044～2048 年において、大幅に負担が増加する。

なお、本計画の期間を 2045 年までの 30 年間でみれば、期間内の費用が 242 億円（年間 8.1 億円）となり、財政負担が比較的軽くなるため、2045 年ごろから更新時期を迎える施設については、統合・廃止や譲渡等も含めた活用方策の検討が必要と考えられる。

試算の考え方

- ・ 1958 年以前に建設の施設については、2018 年に更新、2048 年に大規模改修
- ・ 1959～1965 年に建設の施設については、60 年経過で更新、その 30 年後に大規模改修
- ・ 1966～1985 年に建設の施設は、2017～18 年に大規模改修、建設から 60 年経過で更新（学校（志津川小・中、歌津中）の校舎・体育館は規模が大きいため、5 年間で改修を行う設定）

■ 将来更新投資額の試算（公共施設）



| | |
|-----------|-----------|
| 累計更新投資額 | 約 438 億円 |
| 更新投資額(年間) | 約 10.9 億円 |

③公共施設（建築物）の保全・補修費用の試算

1) 公共施設（建築物）の保全・補修の考え方と単価設定

すべての公共施設（建築物）に関し、将来的にかかる保全費・補修費を以下の考え方に基づき試算した結果、平成28年(2016)～平成67年(2055)の40年間に保全費・補修費の合計は約216億円の費用が必要となり、年間約5.4億円かかる計算となる。更新費用と合計すると、建築物だけで40年で約654億円、年間約16.3億円となる。

なお、保全・補修費は、更新や大規模改善からの経過年数による変動は小さく、毎年、建物の床面積に比例して発生することから、廃止、譲渡施設面積を削減して定常的なコストの削減を図り、ライフサイクルコストの低減を検討する。

【将来にわたる保全・補修費算定の考え方】

国の施設の保全費・補修費の実態調査の平均は公共団体での設定に比べ比較的lowめの結果となっており、本町での採用も無理がないことから、国土交通省大臣官房官庁営繕部「国家機関の建築物等の保全の現況」をもとに、保全費用、定期的な補修費用の単価を設定した。

① 保全費用

合同庁舎および一般事務庁舎（3,000㎡以上）における1㎡当たりの年間保全費用の平均は下表のようになっている。学校は、青森県の事例を参考に事務所の半額として試算する。住宅については共用部分を施設面積の2割と想定し、共用部分にかかる保全費用を試算する。

表 合同庁舎・一般事務庁舎の保全費用の平均

| 大項目 | 保全実態調査の項目 | 1㎡当たりの年間保全費用（円/㎡） | |
|--------|---|----------------------|-----------|
| | | 3000㎡以上 10,000㎡未満 | 10,000㎡以上 |
| 維持管理費 | 定期点検等及び保守費、運転監視及び日常点検・保守費、清掃費、執務環境測定費、施設警備費、植栽管理費 | 2,455 | 3,890 |
| 光熱水費 | 電気、油、ガス、上水道、下水道 その他のエネルギー | 2,174 | 2,750 |
| 保全費用合計 | | 4,629 | 6,640 |

(注1) 敷地内建物の合計延べ面積（附属屋等を含む）1㎡当たりの費用の平均。

(注2) 対象となった国の施設：維持管理費3,000㎡以上10,000㎡未満は655施設、10,000㎡以上は186施設
光熱水費 3,000㎡以上10,000㎡未満は675施設、10,000㎡以上は190施設

(注3) 維持管理費は、各項目の平均費用の合計額であり、保全実態調査の項目のうち、「その他」費用は合計額に含まない。

出典：国土交通省大臣官房官庁営繕部「国家機関の建築物等の保全の現況」平成26年3月

② 補修費用

合同庁舎および一般事務庁舎における1㎡当たりの年間補修費用の平均は下表のようになっている。試算にあたってはこの単価を用い、学校についてもこの単価を利用することにする。また、住宅も建物全体を対象としてこの単価を用いて試算する。

(出典に記載されていた国の調査対象となった施設の棟数は省略している。)

表 合同庁舎・一般事務庁舎の保全費用の平均

| 経年数 | 1㎡当たりの年間補修費用 | 注 |
|----------|--------------|---|
| 10年未満 | 279 円/㎡ | 1) 敷地内建物の合計延べ面積（附属屋等を含む）1㎡当たりの費用の平均。 2) 対象となった施設には、当該年度に補修費用が発生していない施設を含む。 |
| 10～20年未満 | 934 円/㎡ | |
| 20～30年未満 | 1,568 円/㎡ | |
| 30～40年未満 | 2,060 円/㎡ | |
| 40年以上 | 2,555 円/㎡ | |

出典：国土交通省大臣官房官庁営繕部「国家機関の建築物等の保全の現況」平成26年3月

2) 保全・補修費の試算

a. 被災前(H22)の施設の保全・補修費の試算

まず、震災前の建築物に対して、大規模改修、更新を同じパターンで行うこととして、保全費・補修費は用途にかかわらず前頁の値を用いて試算する。

- 被災前の施設を、そのまま保全・補修を継続し続けるものと仮定して推計した。
- 2055年までの40年間に保全・補修にかかる費用は約191億円である。
- 被災後の計画を踏まえた現在の推計より 約13%多い額となる。

試算の考え方

- ・1955年以前に建設の施設については、2016～18年に更新、その30年後に大規模改修
- ・1956～1965年に建設の施設については、60年経過で更新、その30年後に大規模改修
- ・1966～1985年に建設の施設は、2016～20年に大規模改修、建設から60年経過で更新

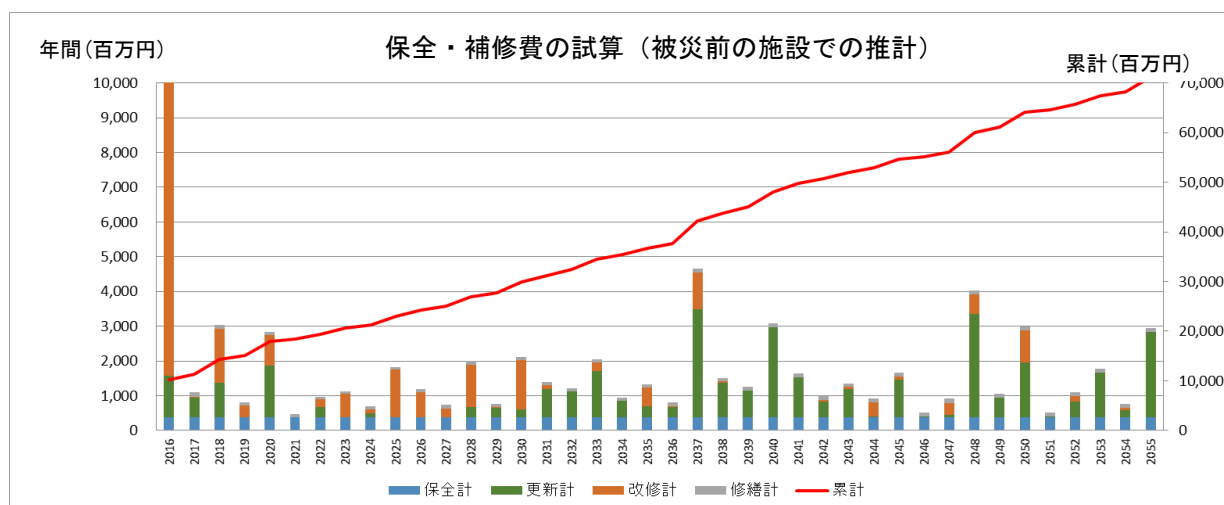
■ 震災前の施設における改修・更新時期の設定

| 大規模改修時期 | 更新時期 | 保全費用 |
|---|---|--|
| 30年目 ただし、2015年時点で経過年数が27年～56年の建築物は2018年に改修 更新後は、30年経過後に改修 | 60年目 ただし、2015年時点で経過年数が56年を超えている(2018年に築60年となる)建築物は2018年に更新 | 大規模改修、更新を行った時点で経年数0年とし、そこからの経年数で前頁の経年別の保全費用単価を用いて試算する。 |

改修後、更新まで年数が少ない建物(築45年以上)は大規模改修をしないこととする。

■ 将来保全・補修費の試算(公共施設) 被災前の施設の40年間の費用の合計

| | 大規模改修・更新費合計 | 保全・補修費合計 | 更新・保全・補修合計 |
|--------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 震災前の施設 | 51,945,067千円 519.5億円 | 19,109,263千円 191.1億円 | 71,054,067千円 710.5億円 |



b. 被災後の計画施設の保全・補修費の試算

次に、震災後の計画に基づいた施設に対し、用途にかかわらず、保全費・補修費は、前頁の値を用いて試算することとし、大規模改修時期の設定を以下のパターンで検討する。

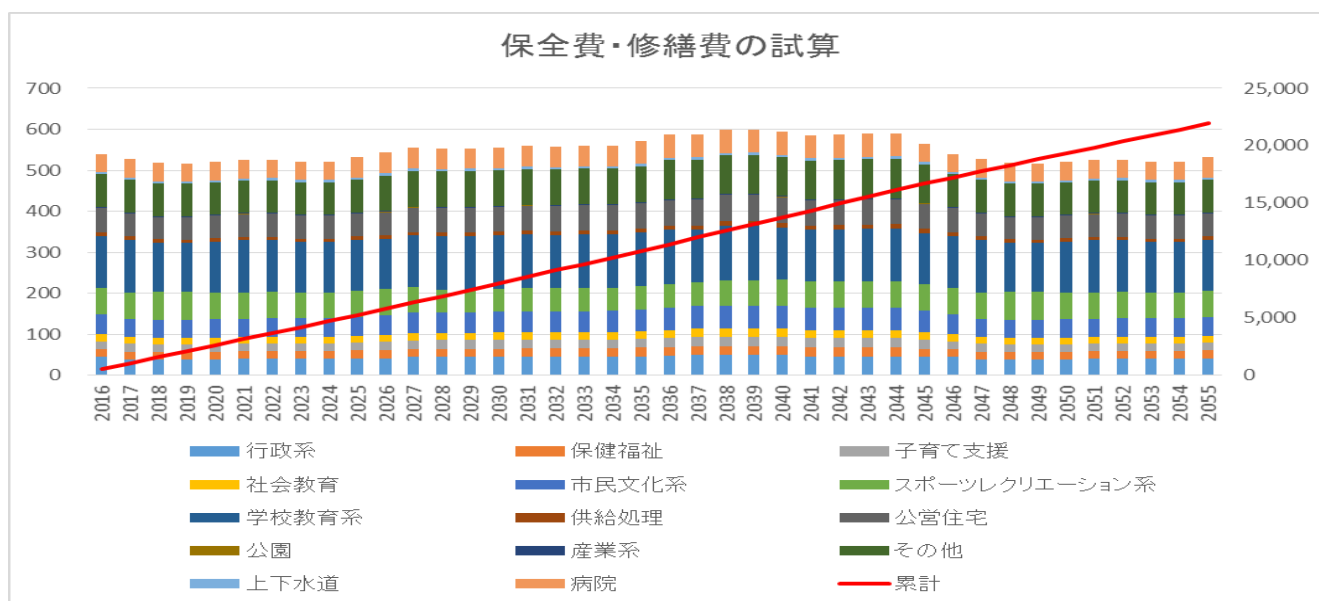
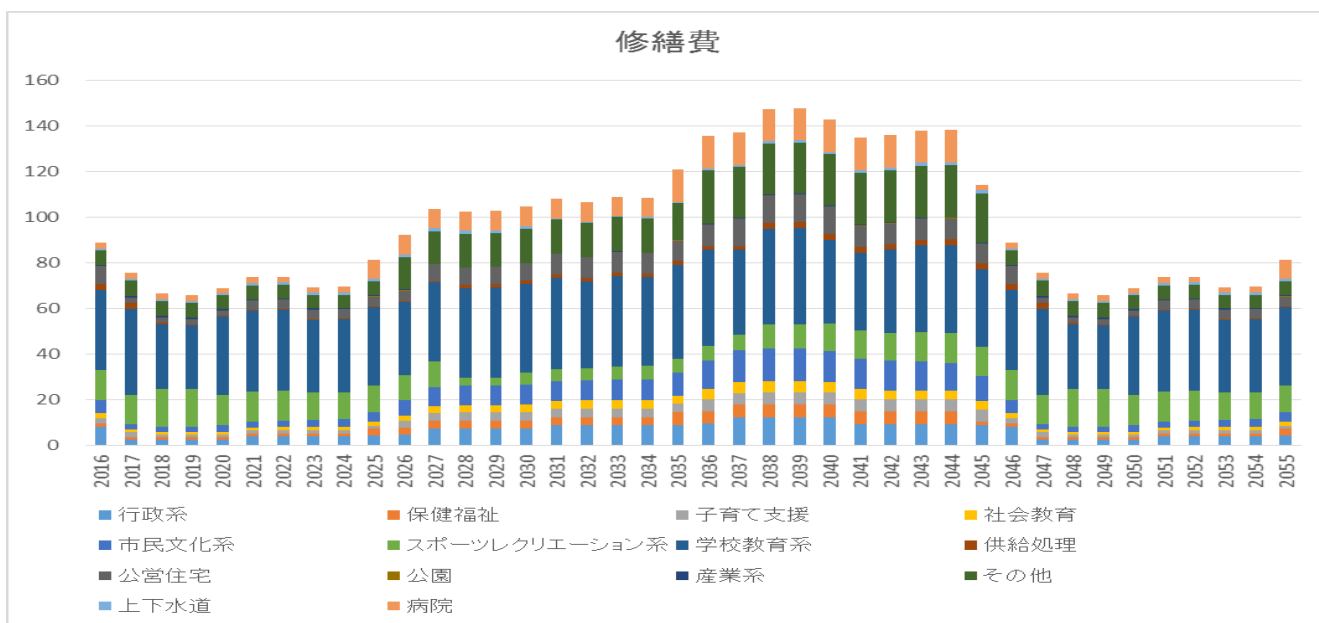
■ 計画施設における改修・更新時期の設定

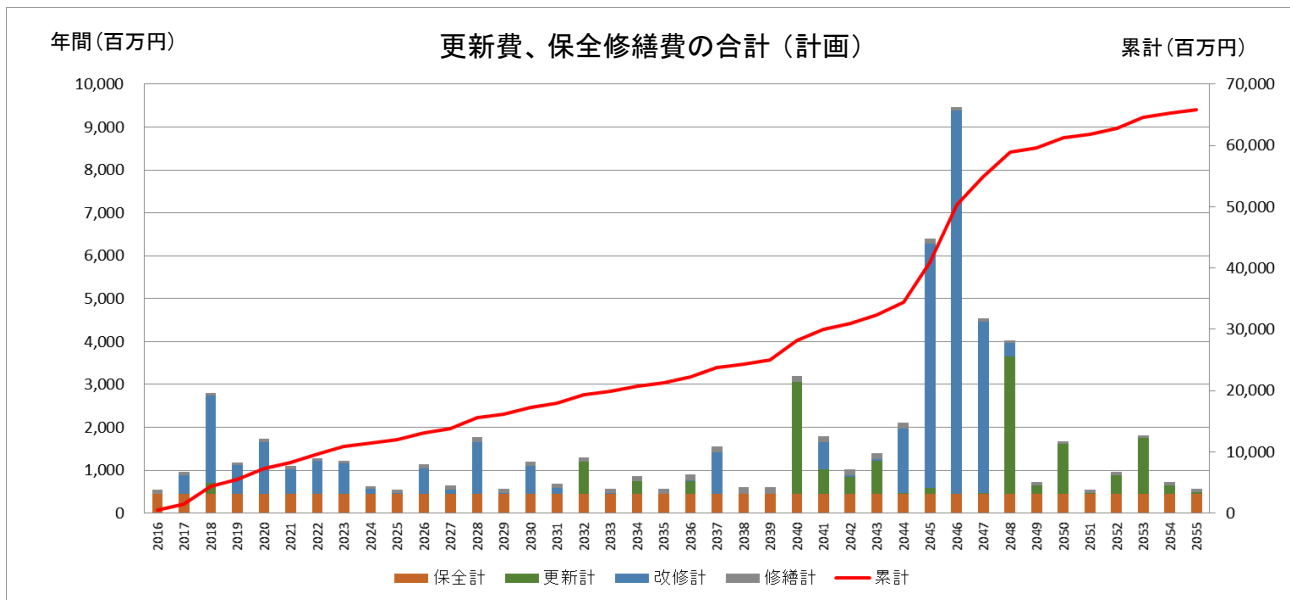
| 大規模改修時期 | 更新時期 | 保全費用 |
|--|--|--|
| 30年目 ただし、2015年時点で経過年数が27年～56年の建築物は2018年に改修 更新後は、30年経過後に改修 | 60年目 ただし、2015年時点で経過年数が56年を超えている（2018年に築60年となる）建築物は2018年に更新 | 大規模改修、更新を行った時点で経年数0年とし、そこからの経年数で前頁の経年別の保全費用単価を用いて試算する。 |

改修後、更新まで年数が少ない建物（築45年以上）は大規模改修をしないこととする。

■ 計画施設40年間の費用の合計

| 大規模改修・更新費合計 | 保全・補修費合計 | 更新・保全・補修合計 |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 43,791,578 千円 437.9 億円 | 21,565,821 千円 215.7 億円 | 65,357,400 千円 653.6 億円 |





■ 被災前後の施設の40年間の費用の比較

| | 大規模改修・更新費合計 | 保全・補修費合計 | 更新・保全・補修合計 |
|-------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 震災前の施設 | 51,945,067 千円 519.5 億円 | 19,109,263 千円 191.1 億円 | 71,054,067 千円 710.5 億円 |
| 震災後の計画 | 43,791,578 千円 437.9 億円 | 21,565,821 千円 215.7 億円 | 65,357,400 千円 653.6 億円 |
| 震災前の額に対する増減 | 15.7%減 | 12.9%増 | 8.0%減 |

④インフラ施設の状況と更新費用

1) 道路の状況

- 合併により広い町域を有していることから、町民 1 人あたりの道路面積は、県平均を上回る高い値となっている。
- 将来的に道路の更新にかかる費用は年間約 1.5 億円必要と予測される。

a. 道路の現状

南三陸町の道路の延長は 28 万 6 千 m、面積が 178 万 m²となっており、道路の 1 人あたり面積は、県平均を上回る高い値となっている。

■道路の状況

| | 実延長 (m) | 面積 (m ²) | 人口 (H25 住民基本台帳) | 一人あたり面積 (m ² /人) |
|------|------------|-------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 南三陸町 | 286,883 | 1,781,252 | 15,066 | 118.23 |
| 宮城県 | 21,327,003 | 161,882,927 | 2,318,692 | 69.8 |

資料：公共施設状況調より 2013 年度データ

南三陸町の道路台帳では、道路延長は 23 万 2 千 m、面積が 85 万 m²となっており、そのうち舗装道が延長 11 万 4 千 m、面積 49 万 m²となっている。

■町道の構造、幅員構成

町道(道路台帳:平成26年度末)

単位:m

| | 舗装道 | | | | | 砂利道 | | | | | 総計 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 9.0以上 | 5.5-9.0 | 4.0-5.5 | 4.0未満 | 計 | 9.0以上 | 5.5-9.0 | 4.0-5.5 | 4.0未満 | 計 | |
| 幅員 | | | | | | | | | | | |
| 延長 | 1,277 | 20,400 | 29,037 | 63,705 | 114,418 | 16 | 222 | 2,932 | 115,223 | 118,393 | 232,811 |
| 面積 | 12,768 | 147,899 | 137,923 | 191,115 | 489,706 | 155 | 1,610 | 13,928 | 345,669 | 361,361 | 851,067 |

※面積は、幅員を10.0m,7.25m,4.25m,3.0mと仮定し算出

b. 道路の更新費用の試算

道路の今後 40 年間にかかる更新費用は、40 年間総額で約 61.3 億円、年間平均で約 1.5 億円かかると予測される。

(地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書(自治総合センター)を参考)

- ・耐用年数を 15 年と仮定し、試算の期間を 40 年間に設定。
- ・総面積を耐用年数の 15 年で割った面積(1/15)を毎年更新すると仮定。
- ・更新単価は、4,700 円/m²と設定。
- ・道路面積に更新単価を乗じて算定。
- ・道路台帳データの舗装道にのみ更新費用がかかると仮定。

| | |
|------------|---------|
| 40 年間の整備総額 | 61.3 億円 |
| 年間平均 | 1.5 億円 |

2) 橋梁の状況

a. 橋梁の現状

- 橋梁は築 40 年以上のものが多い。
- 将来的に橋梁の更新にかかる費用は、年間約 0.38 億円と予測される。

橋梁本数は 116 橋、総延長は約 1,100m となっている。

建設から 41 年以上経過した橋梁が 54 橋、約 550m と、町内の橋梁の半数程度となっており、改修や更新の実施が緊急の課題となっている。

■ 橋梁の状況

| 架設年次 | 本数 | 橋長(m) | 面積(m ²) |
|-----------|-----|---------|---------------------|
| ～1964 | 9 | 124.6 | 709.8 |
| 1965～1974 | 45 | 429.85 | 1737.6 |
| 1975～1984 | 20 | 152.1 | 535.2 |
| 1985～1994 | 5 | 81.6 | 559.6 |
| 1995～2004 | 1 | 2.5 | 9.3 |
| 2005～ | 1 | 10.1 | 45.5 |
| 不明 | 35 | 308.71 | 1360.3 |
| 計 | 116 | 1109.46 | 4957.2 |

資料：南三陸町建設課

b. 橋梁の更新費用の算定

橋梁の今後 40 年間にかかる更新費用は、40 年間総額で約 15 億円、年間平均で約 0.38 億円かかると予測される。

- (地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書(自治総合センター)を参考)
- ・耐用年数を 60 年と仮定し、試算の期間を 40 年間に設定。
 - ・現状が鋼橋の橋梁については、そのまま鋼橋にて更新し、それ以外の橋梁については、PC 橋にて更新すると仮定。
 - ・更新単価は、鋼橋を 500 千円/m²、PC 橋を 425 千円/m²と設定。
(※構造についてはデータがないため、ここでは PC 橋の更新費用として算出)
 - ・橋梁面積に更新単価を乗じて算定。

| | |
|------------|-----------|
| 40 年間の整備総額 | 約 15.1 億円 |
| 年間平均 | 約 0.38 億円 |

3) 上水道の状況

■ 上水道の管路延長は約 218km となっており、更新にかかる費用は年間約 5.3 億円と予測される。

a. 上水道の現状

南三陸町の上水道は、管路延長約 218km となっており、そのうち、震災後に整備されるものが約 12km となっている。

| | | |
|----------|--------------------------------|--------------------|
| 上水道 管路延長 | 217,604m (うち震災後の整備 12,379m) | 震災前の耐震化率 約 25%※ |
|----------|--------------------------------|--------------------|

(※町担当者への聞き取り調査より)

| 項目 | | 被災前 | 復興後 |
|----------|-----------------------|---------|---------|
| 口径別導水管延長 | 導水管延長計(m) (全て300mm未満) | 786 | 786 |
| 口径別送水管延長 | 300mm未満(m) | 29,455 | 29,455 |
| | 300mm～500mm未満(m) | 925 | 925 |
| | 送水管延長計(m) | 30,380 | 30,380 |
| 口径別配水管延長 | 50mm以下(m) | 46,000 | 47,700 |
| | 75mm以下(m) | 34,802 | 37,501 |
| | 100mm以下(m) | 31,817 | 33,772 |
| | 125mm以下(m) | 756 | 756 |
| | 150mm以下(m) | 38,646 | 41,606 |
| | 200mm以下(m) | 15,023 | 16,698 |
| | 250mm以下(m) | 2,853 | 2,853 |
| | 300mm以下(m) | 4,162 | 5,552 |
| | 配水管延長計(m) | 174,059 | 186,438 |
| | 総計 | 205,225 | 217,604 |

導水：取水施設から浄水場に送る
 送水：浄水を浄水場から配水池に送る
 配水：配水池から給水区域内に水道水を分配する

b. 上水道の更新費用の算定

(地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書(自治総合センター)を参考)

- ・耐用年数を 40 年と仮定し、試算の期間を 40 年間に設定。
- ・更新単価は、管径ごとに以下のように設定。

| | 管径 | 単価 | | 管径 | 単価 |
|-----|---------------|----------|-----|---------|----------|
| 導水管 | ～300mm 未満 | 100 千円/m | 配水管 | 150mm以下 | 97 千円/m |
| | 300～500mm未満 | 114 千円/m | | 200mm以下 | 100 千円/m |
| | 500～1000mm未満 | 161 千円/m | | 250mm以下 | 103 千円/m |
| | 1000～1500mm未満 | 345 千円/m | | 300mm以下 | 106 千円/m |
| 送水管 | ～300mm 未満 | 100 千円/m | | 350mm以下 | 111 千円/m |
| | 300～500mm未満 | 114 千円/m | | 400mm以下 | 116 千円/m |
| | | | | 450mm以下 | 121 千円/m |
| | | | | 500mm以下 | 128 千円/m |

- ・総延長を耐用年数の 40 年で割った延長 (1/40) を毎年更新すると仮定。
- ・管径ごとの延長に更新単価を乗じて算定。

| | |
|------------|------------|
| 40 年間の整備総額 | 約 213.3 億円 |
| 年間平均 | 約 5.3 億円 |

4) 下水道の状況

■下水道の管路延長は約 15.7km となっており、更新にかかる費用は年間約 0.19 億円と予測される。

a. 下水道の現状

南三陸町の下水道は、被災した志津川市街地で廃止されたことにより、袖浜、歌津地区合わせて管路延長約 15.7km となっている。

| | | |
|----------------------|---|-------------------------------------|
| 下水道 管路延長 (震災後) | 袖浜 (漁業集落排水) : 1,610m 耐震化率 0.0% 歌津 (公共下水道) : 14,081m 耐震化率 63.8% | (歌津震災後の整備 予定は柝沢、中学校 上団地周辺を計上) |
|----------------------|---|-------------------------------------|

■下水道の現状

震災後の下水道状況(歌津)

| 区分 | 管径 | 耐震化 | | | | 未耐震 | 総計 |
|----|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| | | LV1 | LV2 | LV1,2計 | 耐震化率 | | |
| 幹線 | 150mm | 0 | 113 | 113 | 19.1% | 479 | 592 |
| | 200mm | 0 | | 0 | 0.0% | 323 | 323 |
| | 計 | 0 | 113 | 113 | 12.4% | 802 | 915 |
| 枝線 | 50mm | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 60 | 60 |
| | 75mm | 0 | 50 | 50 | 4.3% | 1,111 | 1,160 |
| | 150mm | 3,696 | 5,062 | 8,758 | 73.7% | 3,125 | 11,882 |
| | 250mm | 0 | 19 | 19 | 100.0% | 0 | 19 |
| | 350mm | 0 | 45 | 45 | 100.0% | 0 | 45 |
| | 計 | 3,696 | 5,175 | 8,871 | 67.4% | 4,295 | 13,166 |
| 総計 | | 3,696 | 5,288 | 8,984 | 63.8% | 5,097 | 14,081 |

震災前の下水道状況(袖浜)

| 区分 | 管径 | 未耐震 | 総計 |
|----|-------|-------|-------|
| 幹線 | 150mm | 903 | 903 |
| 枝線 | 150mm | 707 | 707 |
| 総計 | | 1,610 | 1,610 |

耐震化率:0%

LV1：施設の供用期間内に1～2度発生する地震において、設計流下能力を確保する
LV2：施設の供用期間内に発生する可能性は低いが大きな強度を持つ地震において流下機能を確保する

b. 下水道の更新費用の算定

(地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書(自治総合センター)を参考)

- ・耐用年数を50年と仮定し、試算の期間を40年間に設定。
- ・更新単価は、管径ごとに以下のように設定。

| 単価 | 250mm以下 | 61千円/m |
|----|---------------|-----------|
| | 251～500mm以下 | 116千円/m |
| | 501～1000mm以下 | 295千円/m |
| | 1001～2000mm以下 | 749千円/m |
| | 2001～3000mm以下 | 1,690千円/m |

- ・総延長を耐用年数の50年で割った延長(1/50)を毎年更新すると仮定。
- ・管径ごとの延長に更新単価を乗じて算定。

| | |
|-----------|---------|
| 40年間の整備総額 | 約7.7億円 |
| 年間平均 | 約0.19億円 |

5) 公園の状況

震災前には南三陸町内に、志津川市街地の松原公園などがあった。被災後は、松原公園は高台に移設し整備される予定であり、このほか、復興祈念公園の整備も予定されている。また、防災集団移転事業にあわせて公園も整備されつつある。

人口規模の近い東北の他都市、周辺都市と比較すると、平成 25 年において一人当たり公園面積は低い水準となっているが、計画されている公園が整備されると平均を上回ることが想定される。

| 公園種別 | 公園名 | 被災前 | 復興後 (計画含) | 備考 |
|-------------|----------|--------|--------------|----|
| 街区公園 | 東山公園 | 3,800 | 3,800 | |
| | 本浜公園 | 900 | | 廃止 |
| 近隣公園 | 松原公園 | 23,000 | 35,000 | 移設 |
| 都市緑地 | 上の山都市緑地 | 5,333 | 5,333 | |
| 都市緑地 | せせらぎ公園 | 989 | | 廃止 |
| 総合公園 | 震災復興祈念公園 | | 60,000 | |
| 防集団地内の公園 | 志津川東地区 | | 11,000 | |
| | 志津川中央地区 | | 2,000 | |
| | 志津川西地区 | | 3,000 | |
| | 柘沢 | | 1,650 | |
| | 中学校上 | | 3,242 | |
| | 清水 | | 1,050 | |
| | 戸倉 | | 6,788 | |
| 防集団地内の緑地・広場 | 24箇所 | | 48,011 | |
| 合計 | | 34,022 | 180,874 | |

※) 更新費用の算定は、町によるインフラの詳細調査(平成 28 年度)結果を踏まえて実施する予定

6) 漁港の状況

南三陸町の漁港施設は、被災した 17 漁港の復旧が進められている。今後、養殖用産業施設の整備が計画されており、施設用地が大幅に増加すると考えられる。

| 漁港施設・用地(17漁港) | | 単位: m ² | |
|---------------|--------------------|--------------------|---------|
| | | 現状(復旧) | 計画 |
| 漁港施設 | 護岸 | 7,270 | 7,041 |
| | 物揚場 | 13,626 | 12,917 |
| | 船着場 | 27,549 | 26,368 |
| | 計 | 48,446 | 46,327 |
| 施設用地 | 臨港道路 | 22,739 | 18,923 |
| | 漁船保管施設用地 | 6,939 | 6,399 |
| | 漁具保管修理施設用地(漁具干場用地) | 13,036 | 9,758 |
| | 漁具保管修理施設用地(漁具保管用地) | 1,108 | 1,108 |
| | 野積場用地 | 16,834 | 15,655 |
| | 加工場用地 | 11,196 | 7,148 |
| | 養殖用産業施設用地 | 0 | 77,390 |
| 計 | 71,852 | 136,381 | |
| 合計 | | 120,297 | 182,707 |

※) 更新費用の算定は、町によるインフラの詳細調査(平成 28 年度)結果を踏まえて実施する予定

第2章 公共施設等の管理等に関する基本的な方針

(1) 計画期間

本計画では、概ね40年後の平成67(2055)年度までのLCCの算出などにより公共施設の将来の姿を把握するため、この期間における、公共施設の維持管理や配置の方針、庁内の推進体制を示す。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策

① 庁内推進体制

1) 庁内推進体制のあるべき姿

この計画策定後の庁内推進体制については、計画の進行管理と公共施設及び公共インフラにかかる更新、修繕等の年度計画の立案・実施、管理等（軽微な修繕事務は除く）を推進・実施するため、関係部署の施設管理担当者による管理推進チームの設置が望ましいと考えられる。

また、管理推進チームの設置とあわせて、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって庁内横断的な意思決定や調整を図るための庁内横断的な組織が必要となる。この組織については、平成27年度に発足した「南三陸町公共施設マネジメント会議」を継続させる。

2) 当面の庁内推進体制

庁内推進体制のあるべき姿については、前述のとおりであるが、町では現在も復興関連事業が実施中であり、まだ整備中や計画段階の施設も多数存在することから、この計画策定後の当面の期間については、マネジメントの着実な実行、PDCAのマネジメントサイクルに基づく進行管理の定着を最優先とし、次のとおり、現状の庁内組織で対応する。

ア 建設・企画部署

この計画の進行管理や保全データの管理、町民への情報発信、町民意見等の聴取、全庁的な総合調整等の統括的部分を担当する。

ここでは、行政評価や予算編成を所管する企画部門（総務課、企画課）及び公共施設の建設・営繕を実務として担う建設部門（建設課）が協働で推進することが望ましいと考えられる。

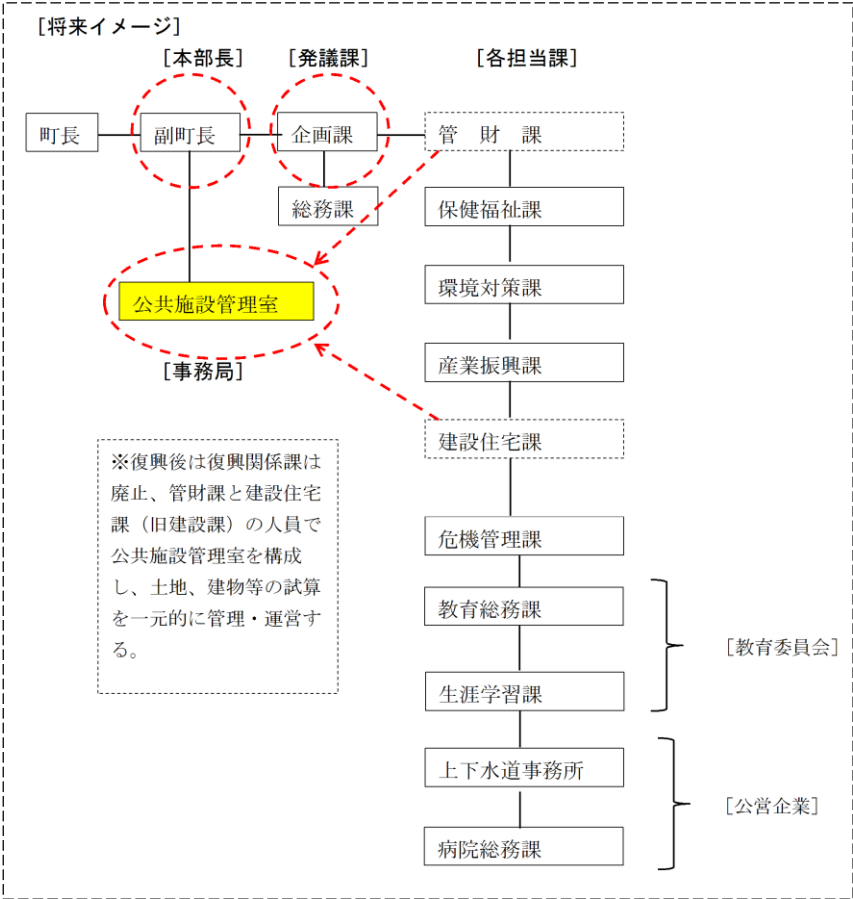
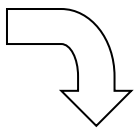
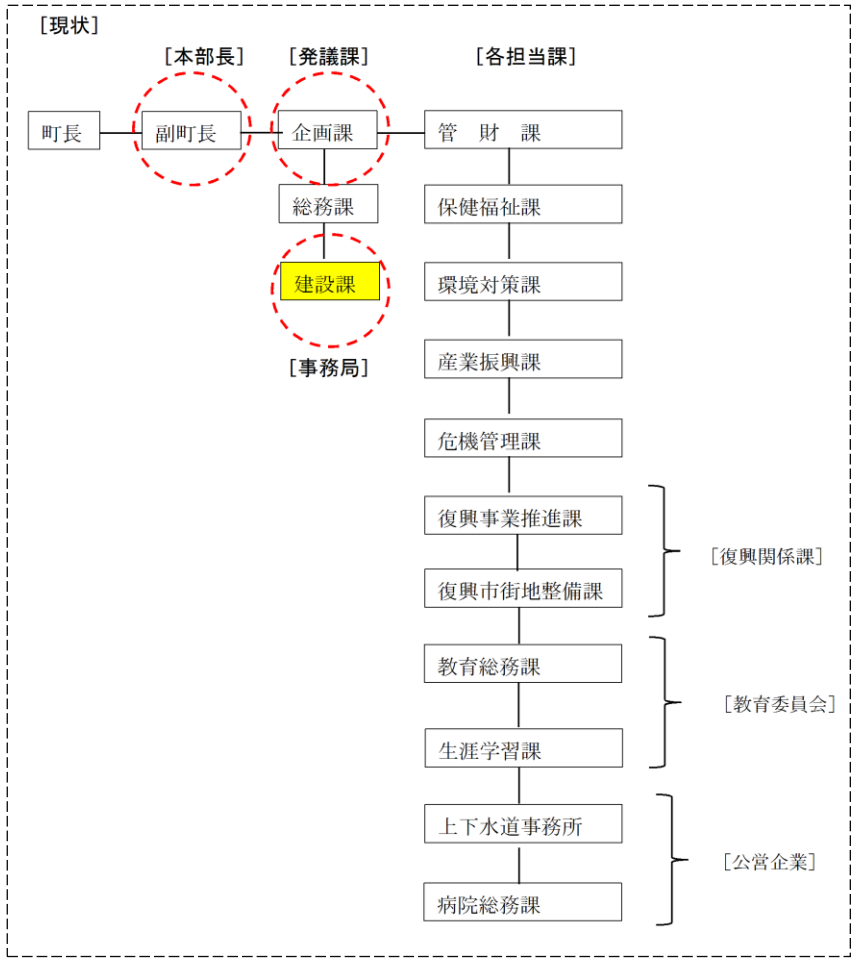
イ 各施設等所管部署

上記以外の各担当部署は、公共施設及び公共インフラの維持管理（小規模な補修を含む）や公共施設の運営（施設サービスや活動等）、所管する公共施設及び公共インフラの情報発信にかかっている部分を担当する。また、庁内横断的な意思決定や調整を図るために必要な「公共施設マネジメント会議」を継続させ、活用する。

3) 庁内推進体制の見直し

復興関連事業による公共施設や公共インフラの整備が完了する平成30年頃をめぐり、庁内推進体制として総括的な専門的部署の必要性は不可欠であることから、この計画の見直しにあわせて、復興事業完了後の課題と成果を検証した上で、より効果的な体制となるよう、庁内推進体制の見直しを行う必要がある。

○公共施設等の管理・運営に関する庁内推進体制イメージ（公共施設マネジメント会議構成員）



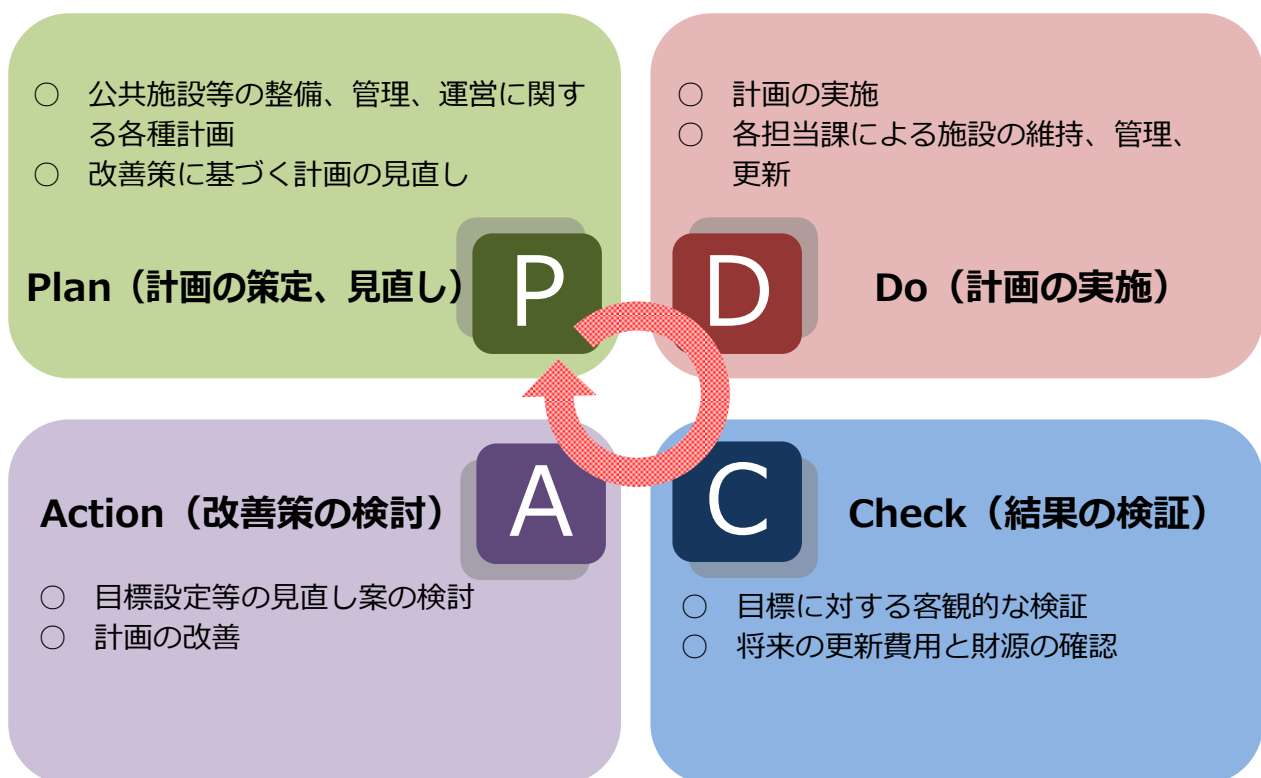
②計画の進行管理

1) PDCAのマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、計画の策定（Plan）、マネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action、Plan）といった、PDCAのマネジメントサイクルに基づいて実施し、更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討を行う。

実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点で検証する。

■PDCAサイクルによる進行管理



2) 見直しにあたっての留意事項

計画の見直しにあたっては、実施結果の検証に加え、将来人口推計や中長期的な財政収支計画の見直し、建設コストの状況等、公共施設マネジメントの取組みに直接起因しない外的要因の変化についても考慮する必要がある。

また、総合計画（復興計画）や行財政改革大綱等、アセットマネジメントに関連する市の主要な計画との整合を図ることが必要である。

さらに、町民目線での公共施設マネジメントを推進していくため、「計画の見直し」や「大規模公共施設の更新」、「公共施設の集約、統廃合」等の検討段階から、町民意見等の反映に取り組む必要がある。

3) 毎年度の進行管理

計画の見直しは、PDCAのマネジメントサイクルに基づき、当面は復興関連事業の完了時期（基本的には5年ごと）に実施するが、検証の基礎資料となる計画の進捗状況や公共施設及び公共インフラの維持管理コスト（営繕補修を含む）、公共施設の運営状況（施設サービスや活動等）については、毎年度把握し、一元的に管理していくことが必要である。

4) 検証結果、進行状況の公表

計画の見直しにあたっての検証結果や検証の基礎資料となる計画の進捗状況、公共施設及び公共インフラの維持管理コスト（営繕補修を含む）、公共施設の運営状況（施設サービスや活動等）については毎年度集計し、適宜町のホームページ等で公表する。

また、計画の見直しにあたっては「公共施設マネジメント会議」に諮り、有識者や町民の視点も重視する。

(3) 現状及び課題に関する基本認識

①公共施設の規模

南三陸町は、震災復興によって震災前の公共施設を上回る公共施設を抱えることになり、県内、全国的に見ても公共施設量は過大な状況になることが想定される。また、下水道を除くインフラ施設も他都市と比較して多くの量を有しており、人口減少が続くなか公共施設等を全て維持していくことは極めて困難な状況にある。

そのため、人口や財政の動向を見据え、将来にわたって維持できるように、長期的な視点から公共施設等の総量の圧縮を検討するほか、短期的には震災復旧で整備された仮設建物の除去や公営住宅の払い下げの実施等を検討する必要がある。

②公共施設の維持管理と長寿命化

公共施設の老朽化に伴い、施設の修繕や更新費用の増加が見込まれている。その一方で、公共施設の整備にかけられる費用は減少する見込みであり、適切な維持管理・更新ができない場合は、公共施設の機能や安全性の低下が懸念され、結果として公共施設が利用できなくなることも想定される。そのため、社会動向やニーズの変化に合わせ、必要となる公共施設に関しては、長期的視点に立った計画的な修繕や長寿命化を検討するとともに耐震性の確保やバリアフリーの対応等を実施し、誰もが安心して使える施設整備を図る必要がある。

③公共施設の運営

公共施設の建物にかかる更新費用とは別に、施設の管理運営していくためには、光熱水費や人件費などの費用がかかる。このため、現在も進めている指定管理者制度等による、利用料金等の見直しによる収入の増加や町民サービスの維持や向上を踏まえた上で、民間ノウハウの活用による管理運営費の縮減等により、効率的・効果的な施設運営を検討していく必要がある。

④公共施設の配置

南三陸町ではこれまでの津波被害の経験から、公共施設等は災害時の避難場所や避難経路等の役割を果たしている。また、復興のためには交流人口の増大による振興が期待されており、公共施設等は観光振興においても重要な役割を担うものが少なくない。そのため、公共施設等の再配置にあたっては、単に施設の機能や量だけではなく、まちづくりの視点に立ち、利用者の利便性や地域特性等を考慮しながら、将来を見据えた施設評価を検討する必要がある。

⑤公共施設管理の推進体制

公共施設等の再配置を進めるには、庁内で情報共有を行い、統一的な考えのもとに推進することが重要である。また、利用者である町民に再配置の必要性を説明し理解を得ながら進めていかなくてはなりません。震災復興により多くに施設が新たに整備された本町においては、公共施設等の再配置は数十年単位の息の長い取り組みとなることから、確実に進めるための仕組みを構築しておく必要がある。また、公共施設は、利用されてはじめてその役割を果たすことから、南三陸町の公共施設の現状や問題点を町民と共有しながら、公共施設のあり方を考えていくことが重要である。

そのため、行政内部はもとより、町民や有識者等を加えた再配置検討する体制を現段階から構築することが必要である。

(4) 公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方

①公共施設等の総量の圧縮を図る

●削減の数値目標の設定

- ・目標年次や達成すべき公共施設等の削減量（数値目標）を設定し、財政的に将来に渡って維持管理、更新が可能な公共施設等の総量とすることを目指す。

●設置効果の低い施設の統廃合

- ・稼働率が低く、機能の重複や利用者の増加が見込めない等の設置効果の低い施設については、優先順位を明らかにした上で統廃合を検討する。

●公共施設の多機能化

- ・各地域の公共施設や公共施設の機能を集約する複合化、多機能化を検討する。

②公共施設の長寿命化と計画的な施設整備を図る

●計画的な予防保全による更新費用の圧縮と平準化

- ・今後も町で保有する公共施設については、定期点検の実施や中長期保全計画の策定、改修履歴のデータベース化により、これまでの「事後保全」の修繕から「予防保全」の修繕へ転換し、計画的な公共施設マネジメントを検討する。
- ・公共施設の改修にあたっては、長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減を検討する。

●施設利用者の安心・安全の確保

- ・耐震改修、バリアフリー対応改修、災害時の避難拠点としての整備など、誰もが使える安心、安全な施設整備を検討する。

●将来の需要予測と将来ニーズへの対応

- ・今後不要となる施設、機能については、積極的に用途転換や跡地活用を検討していく必要がある。

③効率的・効果的な施設運営を図る

●受益者負担を適正化

- ・受益者負担の原則という視点から、公共施設の利用実態とコスト負担の状況を検証し、料金設定や減免制度の見直し、使用料金のバランス等、負担の適正化を検討する。
- ・利用者数の減少している施設は、その原因を明らかにするとともに、利用者数の増加を図り、効率的な施設運営を検討する。
- ・公共施設の廃止、統廃合により発生する空スペースや敷地の民間への賃貸による利用料金収入の確保、売却などにより公共施設を資産としての活用を検討する。

●民間活力の導入

- ・民間事業者のノウハウを活用した施設運営の効率化やサービスの質の向上を検討する。

④将来を見据えた公共施設の再配置を図る

●用途別・利用圏域に応じた再配置の推進

- ・公共施設の用途別に利用圏域を設定し、利用圏域に応じた再配置方針を検討する。

(検討のイメージ例)

| 利用圏域 | 内容 | マネジメントの方向性 |
|------|--|--|
| 全町 | ・主として町民全体の利用を想定した施設 | ・合併以前に整備された施設の統廃合 ・県や近隣市町村との施設の共有 等 |
| 地区 | ・主として町内の特定の地域住民を対象とした施設 ・地域的なバランスを考慮して公共施設の配置や在り方を検討すべき施設 | ・施設用途ごとの統廃合 ・施設の複合化、多機能化 ・隣接地区との施設の共有 ・利用団体等への移管・譲渡 等 |
| 行政区 | ・主として行政区の住民の利用を想定した施設 ・町民サービスの公平性を考慮して公共施設配置を検討すべき施設 | ・施設の複合化、多機能化 ・自治会等への移管・移譲 等 |
| その他 | ・特定の利用圏域に属さない施設 ・施設の目的や利用状況を考慮して公共施設配置を検討すべき施設 | ・施設用途ごとの統廃合 等 |

- ・都市計画等まちづくりと連動した再配置を検討する。
- ・統廃合により公共施設の利便性の低下が懸念される場合は、公共交通網の見直しなどの代替案も含めて検討する。

●施設評価や点検調査等に基づく再配置の検討

- ・施設評価を踏まえ、現地での点検調査等を実施し、まちづくりの視点に立ち、利用状況や地域特性等に配慮した公共施設の再配置を検討する。

⑤公共施設の適正管理と再配置の推進体制の構築を図る

●町民との問題意識の共有・協働の推進

- ・公共施設等総合管理計画（本計画）の周知につとめ、町民と公共施設の現状や問題点等について情報の共有化を図るとともに、町民や有識者を加えた検討委員会の設置等により、広く意見を取り入れながら長期的・財政的な視点のもとに再配置計画の検討を進める。

●庁内プロジェクトチームの設置

- ・再配置を検討し、庁内の合意形成を図るプロジェクトチームの構築など、全庁が一丸となった推進体制を検討する。

(5) フォローアップの実施方針

①施設台帳の整備とデータベース化

1) 現状

南三陸町では、平成 26 年度から公共施設について、以下に示す施設台帳と設備台帳の試行を開始してきており、庁内LANにおいて共有化が図られている。

| 施設台帳 | | | | | | 記入例 |
|--|----------------------------|------------------|--------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------|
| 所管課 建設課 | | | | | | |
| 大分類 | | 中分類 | | 小分類 | | 台帳番号 001 |
| 名称 | 大森B住宅 | | 棟区分 | | | |
| 用途 | 住居 | | 竣工年月日 | 昭和〇〇年〇〇月 | | |
| 所在地 | 志津川字大森 160-6 | | | | | |
| ○施設の概要 | | | | | | |
| 敷地面積 | 3,811 m² | 建ぺい率制限 | 60% | 容積率制限 | 200% | |
| 用途地域 | 用途地域内 | 防火地域等 | 防火地域 | その他の指定 | | |
| 構造 | 木造平屋 | 建築面積 | 284 m² | 延べ床面積 | 284 m² | |
| 最高の高さ | 〇〇m | 建ぺい率 | 7.5% | 容積率 | 7.5% | |
| 最高の軒の高さ | 〇〇m | 階数 | 地上 階 | 地下 階 | 塔屋 階 | |
| ○工事の記録 | | | | | | |
| 工事区分 | 施工業者名 | 所在地 | | | TEL | |
| 建築工事 機械設備工事 電気設備工事 | 〇〇建設 | 宮城県〇〇市・・・ | | | 022・・・ | |
| 当初 | 変更 (H〇〇. 〇. 〇) | | 変更 (. . .) | 変更 (. . .) | | |
| ○コンクリート 設計強度: | | | | | | |
| ○外装仕上材 仕様 (材料名): 〇〇材 使用材料商品名: 〇〇 施工者: 〇〇建設 | | | | | | |
| ○内装仕上材 仕様 (材料名): 使用材料商品名: 施工者: | | | | | | |
| ○屋上防水層 仕様: 使用材料商品名: 施工者: | | | | | | |
| ○シーリング材 仕様 (材料名): 使用材料商品名: 施工者: | | | | | | |
| ○その他 仕様 (材料名): 使用材料商品名: 施工者: | | | | | | |
| (特記-修繕の原因等) | | | | | | |

設 備 機 器 台 帳

記入例

| | |
|------|-----|
| 大分類 | |
| 中分類 | |
| 小分類 | |
| 台帳番号 | 001 |

所管課 建設課

作成 平成26年 6月20日

| | | | |
|---|---------------------------|---------|-------------|
| 施設名 | 大森B住宅 | | |
| 機器分類番号 | | 設置場所 | 志津川字大森160-6 |
| 設備分類 | | 製造会社 | 〇〇電機株式会社 |
| 設備区分 | | 製造年月 | 昭和〇〇年〇月〇日 |
| 機器名称 | ボイラー | 製造番号 | 〇〇〇-〇〇-〇〇〇 |
| 機器仕様 | 灯油式ボイラー | 設置・購入年月 | 昭和〇〇年〇月〇日 |
| 機器番号 | 〇〇〇-〇〇-〇〇〇 | | |
| 納入業者名・所在地・TEL | 〇〇電機株式会社 宮城県〇〇市・・・ 022・・・ | | |
| <p><u>性能諸元</u></p> <p>給湯出力 : 〇〇kW (〇〇〇〇kcal/h)</p> <p>外形寸法 : 高〇〇×幅〇〇〇×奥行〇〇〇mm</p> <p>省エネ基準達成率 : 〇〇〇%</p> <p>エネルギー消費効率 : 〇〇%</p> <p>水圧 : 各家庭の水道圧に準ずる</p> | | | |
| 備考 | | | |

*故障履歴を裏面に作成する。

2) データベース化の実施（保全マネジメント・固定資産台帳整備との連携）

現在は、施設台帳、設備台帳とも、施設等を管理していく上での基本的な情報を記載し、別途保管されている工事関係書類とあわせ、その修繕履歴を更新していく形をとっている。

新規に整備された施設が多くを占めることから、修繕履歴等が積みあがる前にこのデータを整備しておく必要がある。

またこのデータは、次に示す保全マネジメントシステム（BIMMS）と連携させ、中長期の修繕計画のベースとすることが予定されている。

なお、現在データについてはWord形式となっているが、データベースとの連携や公会計の固定資産台帳等への円滑な移行のため、Excel形式へ変更し、データベース化を行う。

対象施設は、単純修繕等に対応となる施設を除外した全公共施設とするが、建築基準法等を参考に便宜上、後に示す床面積100㎡以上の施設とする。

○データベース化対象施設（100㎡以上の施設）

| 大分類 | 地区 | 施設名 | 開設年度 | 構造 | 階数 | 面積(㎡) |
|---------|-----|----------------------------|------|-----|-----|-------|
| 01市民文化系 | 志津川 | 生涯学習センター(公民館) | 2017 | RC造 | 3 | 2,000 |
| 01市民文化系 | 志津川 | 西田・細浦地区集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 127 |
| 01市民文化系 | 志津川 | 清水地区集会所 | 2016 | 木造 | 1 | 135 |
| 01市民文化系 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅集会所(第1街区) | 2016 | 木造 | 1 | 165 |
| 01市民文化系 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅集会所(第5街区) | 2016 | 木造 | 2 | 240 |
| 01市民文化系 | 志津川 | (仮称)町営志津川中央復興住宅集会所(第7工区) | 2017 | 木造 | 1 | 166 |
| 01市民文化系 | 志津川 | (仮称)町営志津川西復興住宅集会所(その1、東) | 2016 | 木造 | 1 | 164 |
| 01市民文化系 | 志津川 | (仮称)町営志津川西復興住宅集会所(その2、西) | 2016 | 木造 | 1 | 136 |
| 01市民文化系 | 入谷 | 入谷公民館 | 1980 | 木造 | 2 | 476 |
| 01市民文化系 | 入谷 | 町営入谷復興住宅集会所 | 2014 | 木造 | 1 | 216 |
| 01市民文化系 | 戸倉 | 戸倉公民館 | 2016 | 非木造 | 2 | 2,438 |
| 01市民文化系 | 戸倉 | 波伝谷地区集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 127 |
| 01市民文化系 | 戸倉 | 長清水地区集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 101 |
| 01市民文化系 | 戸倉 | 戸倉地区集会所 | 2016 | 木造 | 1 | 161 |
| 01市民文化系 | 戸倉 | (仮称)町営戸倉復興住宅集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 161 |
| 01市民文化系 | 伊里前 | 歌津公民館(歌津支所、保健センター併設) | 2017 | S造 | 1 | 500 |
| 01市民文化系 | 伊里前 | 館浜地区集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 134 |
| 01市民文化系 | 伊里前 | 寄木・葦の浜地区集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 166 |
| 01市民文化系 | 伊里前 | 柘沢地区集会所 | 2016 | 木造 | 1 | 166 |
| 01市民文化系 | 伊里前 | 中学校上地区集会所 | 2016 | 木造 | 1 | 159 |
| 01市民文化系 | 伊里前 | (仮称)町営伊里前復興住宅集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 135 |
| 01市民文化系 | 伊里前 | 石泉活性化センター | 1997 | 木造 | 1 | 361 |
| 01市民文化系 | 名足 | 田の浦地区集会所 | 2015 | 木造 | 1 | 134 |
| 01市民文化系 | 名足 | 町営名足復興住宅集会所 | 2014 | 木造 | 1 | 198 |
| 02社会教育系 | 志津川 | 生涯学習センター(図書館) | 2017 | RC造 | 3 | 1,000 |
| 02社会教育系 | 志津川 | オーストラリア友好学習館 | 2013 | 木造 | 1 | 220 |
| 02社会教育系 | 志津川 | 自然環境活用センター(ネイチャーセンター) | 2016 | 不明 | 不明 | 700 |
| 02社会教育系 | 入谷 | 伝習館 | 1980 | 木造 | 2 | 324 |
| 02社会教育系 | 入谷 | ひころの里 | 1993 | 木造 | 2 | 522 |
| 02社会教育系 | 入谷 | ひころの里 | 1996 | 木造 | 1 | 442 |
| 02社会教育系 | 入谷 | ひころの里 | 1993 | 木造 | 1 | 130 |
| 02社会教育系 | 伊里前 | 歌津コミュニティ図書館 | 2011 | 非木造 | 1 | 108 |
| 02社会教育系 | 伊里前 | 民俗資料館 | 1982 | 非木造 | 一部2 | 515 |
| 02社会教育系 | 伊里前 | 歴史資料館 | 2016 | S造 | 3 | 1,200 |
| 03スポレク系 | 志津川 | スポーツ交流村 | 1998 | RC造 | 2 | 5,991 |
| 03スポレク系 | 志津川 | (仮称)総合運動公園 | 2017 | S造 | 1 | 360 |
| 03スポレク系 | 戸倉 | 神割観光プラザ | 1994 | 木造 | 1 | 381 |
| 03スポレク系 | 伊里前 | 平成の森 | 1990 | 木造 | | 332 |
| 03スポレク系 | 伊里前 | 平成の森 | 1990 | RC造 | 2 | 2,037 |
| 05学校教育系 | 志津川 | 志津川小学校 | 1980 | 非木造 | 3 | 6,360 |
| 05学校教育系 | 志津川 | 志津川小学校 | 1981 | 非木造 | 1 | 1,758 |
| 05学校教育系 | 志津川 | 志津川中学校 | 1988 | 非木造 | 1 | 5,162 |
| 05学校教育系 | 志津川 | 志津川中学校 | 1988 | 非木造 | 2 | 1,578 |
| 05学校教育系 | 志津川 | 志津川中学校 | 1988 | 非木造 | 1 | 418 |
| 05学校教育系 | 志津川 | 志津川中学校 | 1989 | 非木造 | 1 | 523 |
| 05学校教育系 | 志津川 | 学校給食センター | 2016 | S造 | 2 | 800 |
| 05学校教育系 | 入谷 | 入谷小学校 | 2007 | 非木造 | 2 | 2,985 |
| 05学校教育系 | 入谷 | 入谷小学校 | 2007 | 非木造 | 1 | 992 |
| 05学校教育系 | 戸倉 | 戸倉小学校 | 2015 | RC造 | 2 | 3,815 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 伊里前小学校 | 2000 | 非木造 | 3 | 3,699 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 伊里前小学校 | 1974 | 非木造 | 1 | 840 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 歌津中学校 | 1972 | 非木造 | 3 | 2,252 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 歌津中学校 | 1993 | 非木造 | 1 | 2,029 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 歌津中学校 | 1992 | 非木造 | 1 | 1,279 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 歌津中学校 | 1993 | 非木造 | 1 | 266 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 歌津中学校 | 1993 | 非木造 | 1 | 524 |
| 05学校教育系 | 伊里前 | 歌津中学校 | 1994 | 木造 | 2 | 156 |
| 05学校教育系 | 名足 | 名足小学校 | 1996 | 非木造 | 2 | 2,700 |
| 05学校教育系 | 名足 | 名足小学校 | 1976 | 非木造 | 1 | 840 |
| 06子育て支援 | 志津川 | 志津川保育所 | 2018 | 木造 | 1 | 860 |
| 06子育て支援 | 戸倉 | 戸倉地区子育て拠点施設 | 2016 | 木造 | 1 | 844 |
| 06子育て支援 | 伊里前 | 伊里前保育所(保育所、子育て支援センター併設) | 2016 | 木造 | 1 | 663 |
| 06子育て支援 | 伊里前 | 歌津地区子育て拠点施設(保育所、子育て支援センター) | 2016 | 木造 | 1 | 142 |
| 06子育て支援 | 伊里前 | 放課後児童クラブ | 2018 | 非木造 | 1 | 113 |
| 06子育て支援 | 名足 | 名足保育園 | 2007 | 木造 | 1 | 441 |
| 07保健福祉 | 志津川 | 総合ケアセンター | 2015 | RC造 | 2 | 3,210 |
| 07保健福祉 | 伊里前 | 歌津保健センター(歌津支所、公民館併設) | 2017 | S造 | 1 | 400 |
| 09行政系 | 志津川 | 南三陸町役場 仮庁舎 | 2011 | 非木造 | 2 | 2,388 |
| 09行政系 | 志津川 | 南三陸町役場 | 2017 | RC造 | 3 | 3,800 |
| 09行政系 | 伊里前 | 歌津総合支所(保健センター、公民館併設) | 2017 | S造 | 1 | 500 |

| 大分類 | 地区 | 施設名 | 開設年度 | 構造 | 階数 | 面積(m ²) |
|--------|-----|----------------------------|------|------|--------|---------------------|
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第1街区) | 2016 | RC造 | 4 | 2,920 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第1街区) | 2016 | RC造 | 4 | 2,884 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第3街区) | 2016 | S造 | 4 | 1,913 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第3街区) | 2016 | S造 | 4 | 2,136 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第4街区) | 2016 | S造 | 4 | 1,870 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第4街区) | 2016 | S造 | 4 | 1,988 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第5街区) | 2016 | S造 | 3 | 1,084 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第5街区) | 2016 | S造 | 2 | 831 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第5街区) | 2016 | S造 | 3 | 1,258 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅(第5街区) | 2016 | S造 | 2 | 940 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅回廊1(第5街区) | 2016 | S造 | 1 | 123 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅回廊3(第5街区) | 2016 | S造 | 1 | 109 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅2階建回廊1(第5街区) | 2016 | S造 | 2 | 184 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川東復興住宅2階建回廊2(第5街区) | 2016 | S造 | 2 | 193 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川中央復興住宅(第1街区) | 2017 | RC造 | 4 | 2,147 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川中央復興住宅(第1街区) | 2017 | RC造 | 4 | 2,342 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川中央復興住宅(第2街区) | 2017 | RC造 | 4 | 1,601 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川中央復興住宅(第2街区) | 2017 | RC造 | 4 | 2,147 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川西復興住宅(第1街区) | 2016 | RC造 | 4 | 2,095 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川西復興住宅(第1街区) | 2016 | RC造 | 3 | 1,535 |
| 10公営住宅 | 志津川 | (仮称)町営志津川西復興住宅(第3街区) | 2016 | RC造 | 3 | 1,535 |
| 10公営住宅 | 入谷 | 町営入谷復興住宅 | 2014 | RC造 | 3 | 1,570 |
| 10公営住宅 | 入谷 | 町営入谷復興住宅 | 2014 | RC造 | 3 | 1,570 |
| 10公営住宅 | 戸倉 | (仮称)町営戸倉復興住宅 | 2015 | RC造 | 3 | 1,631 |
| 10公営住宅 | 戸倉 | (仮称)町営戸倉復興住宅 | 2015 | RC造 | 3 | 1,631 |
| 10公営住宅 | 戸倉 | (仮称)町営戸倉復興住宅 | 2015 | RC造 | 3 | 1,618 |
| 10公営住宅 | 伊里前 | 伊里前下住宅 | 1980 | 簡易 | 2 | 420 |
| 10公営住宅 | 伊里前 | 町営栢沢復興住宅 | 2014 | RC造 | 3 | 1,710 |
| 10公営住宅 | 伊里前 | (仮称)町営伊里前復興住宅 | 2015 | RC造 | 3 | 1,472 |
| 10公営住宅 | 伊里前 | (仮称)町営伊里前復興住宅 | 2015 | RC造 | 3 | 1,935 |
| 10公営住宅 | 名足 | 第2北の沢住宅 | 1982 | 簡易 | 2 | 396 |
| 10公営住宅 | 名足 | 町営名足復興住宅 | 2014 | RC造 | 3 | 999 |
| 10公営住宅 | 名足 | 町営名足復興住宅 | 2014 | RC造 | 3 | 1,377 |
| 12供給処理 | 戸倉 | 衛生センター | 1988 | RC | 2(地下1) | 1,480 |
| 12供給処理 | 戸倉 | 衛生センター | 1988 | 木造 | 1 | 151 |
| 12供給処理 | 戸倉 | クリーンセンター | 1983 | - | - | 217 |
| 12供給処理 | 戸倉 | クリーンセンター | 1983 | - | - | 1,728 |
| 12供給処理 | 戸倉 | クリーンセンター | 1983 | - | - | 119 |
| 13その他 | 志津川 | サケふ化場(小森) | 2015 | 鉄骨造 | 1 | 610 |
| 13その他 | 志津川 | 南三陸町地方卸売市場 | 2016 | PC構造 | 2 | 6,366 |
| 13その他 | 志津川 | 南さんりく斎苑 | 2007 | RC | 2 | 1,029 |
| 13その他 | 志津川 | 海浜高度利用施設 | 2016 | 不明 | 不明 | 700 |
| 13その他 | 志津川 | 旧荒砥小学校 | 1990 | 非木造 | - | 500 |
| 13その他 | 入谷 | 町営牧場 | 1993 | 非木造 | 1 | 209 |
| 13その他 | 入谷 | 旧入谷中学校 | 1958 | 木造 | - | 271 |
| 13その他 | 入谷 | 旧林際小学校 | 1955 | 木造 | 1 | 175 |
| 13その他 | 入谷 | 旧林際小学校 | 1955 | 非木造 | 1 | 255 |
| 13その他 | 伊里前 | 田東山休憩所 | 2006 | 非木造 | 1 | 100 |
| 13その他 | 伊里前 | 吉野沢旧教員住宅(3棟) | 1985 | 木造 | 1 | 119 |
| 14上下水道 | 志津川 | 助作管理棟他 | 2016 | RC造 | 検討中 | 204 |
| 14上下水道 | 伊里前 | 歌津浄化センター | 2001 | RC造 | 2(地下1) | 637 |
| 14上下水道 | 伊里前 | 伊里前管理事務所 | 2016 | RC造 | 検討中 | 148 |
| 16病院 | 志津川 | (仮称)公立南三陸病院 | 2015 | RC造 | 3 | 9,060 |

③長期修繕計画の策定と運用

1) 危機管理方式、対症療法方式による修繕の実施

既存の施設ストックの中長期修繕マネジメントにおいては、建築の構成要素（部位・設備等）の劣化の特性と劣化した場合の安全性、利用者への影響、他の構成要素や建物全体に波及する影響度等に応じて対処方法を選択する必要がある。

劣化による影響が大きいもの（機能が停止した場合に行政サービスの提供が出来なくなる場合等）は、その劣化パターンを考慮して、いきなり機能が停止する特性を持つものについてはできるだけその劣化が起こる前段階で危機管理的に対処を行うことや、軽微な劣化でもそれがきっかけとなってより大きな劣化の原因となる特性を持つ劣化に対しては対症療法的な対処を行うことにより劣化の進行を抑える等により、最小限の修繕費用で、安全や良好な環境を確保した状態を保持することが可能となる。

○修繕シナリオの選択にあたり重視すべき観点の例

- ・ 外壁等の外装部材のはく落
- ・ 受変電設備
- ・ 給排水設備（受水槽など施設全体に影響するもの）
- ・ 防災関係設備（自家発電設備など）
- ・ 避難関係設備（避難誘導灯など）
- ・ 電算室（コンピュータ室）への漏水
- ・ 予備、バックアップ機能、代替手段等の有無（ポンプ類等）
- ・ 施設の用途・特性等により特に重視すべきもの
- ・ 施設の立地条件・使用条件等により特に重視すべきもの
- ・ 特定用途における室内環境制御、エレベーター（病院など）

2) 中長期修繕計画の運用

中長期修繕計画の運用にあたっては、計画をそのまま実施することがいわば究極の予防保全であるが、効率的な投資を行う観点からも、点検等により施設の状況を確認しながら実際の修繕・更新を行うことや、定期的（例えば 5 年に 1 度など）に計画を見直す必要がある。

「危機管理方式」を選択し更新時期に至っている部位・設備等については、定期点検時に詳細な診断等により整備時期の判定を行い、危機管理的に修繕・更新を行ったり、問題がない場合には更新時期を遅らせたりするなど、修繕計画の見直し等を行う必要がある。

「対症療法方式」を選択したものについては、点検時に劣化の兆候とその程度を把握し、その進行状況の調査等を踏まえ、必要な場合にその対処すべき内容を修繕計画へ反映するものとする必要がある。

「適宜措置方式」を選択したものについては、その部位・設備等が計画に盛り込まれている場合においては、劣化・機能停止等に対する措置を行った後に次回の修繕・更新時期を計画に反映することが考えられる。

■各方式による劣化等の確認と対処方法

| 対応 | 劣化等の確認方法 | 対処方法 |
|---------------------------|---|--|
| 危機管理方式 (時間計画型 予防保全) | 定期点検・日常点検における異常の有無、更新予定時期。 | 耐用年数等を考慮して、定期修繕・更新を原則。止むを得ない場合、整備時期判定を行い危機管理的に修繕・更新。 |
| 対症療法方式 (状態監視型 予防保全) | 定期点検・日常点検における劣化等の兆候とその程度(兆候が見られた場合、追跡調査等も必要)。 | 劣化が進行・拡大し深刻な状況になる以前に、その兆候に対して適切な補修等を早めに行う対症療法的な措置。 |
| 適宜措置方式 (事後保全) | 定期点検・日常点検・日常的な施設の使用における劣化、機能停止等。 | 劣化・機能停止等を発見次第、適宜、修繕・更新等を実施。 |

■点検調査票イメージ

| 建物の不具合に関する点検調査票 | | | | |
|--|-------------|-------|--------------------------|--------|
| 建物コード | | 評価ランク | 状況 | |
| 施設名称 | | C | 全面的に症状が見られる、又は頻繁に症状がみられる | |
| 棟名称 | | B | 部分的に症状が見られる、又は時々症状がみられる | |
| 記入者 | | A | 特に症状は見られない | |
| 記入日 | | | 該当項目が無い場合は空欄 | |
| 質問 | 分類 | 評価 | 不具合の概要 | 写真番号 |
| (1) 建物全般・敷地の状況について | | | | |
| 1 周辺の地盤と比較して、建物の基礎に、沈下、隆起、亀裂などの症状がありますか。 | 基礎の状況 | | | (写真番号) |
| 2 建物の外観に傾き、変形がありますか。 | 地上躯体の状況 | | | (写真番号) |
| 3 敷地内に著しい傾斜や亀裂、陥没など著しい段差がありますか。 | 敷地の状況 | | | (写真番号) |
| 4 外塀やフェンスに傾き、ぐらつきはありますか。 | 塀の状況 | | | (写真番号) |
| (2) 建物について | | | | |
| 1 屋根や屋上について雨漏りがありますか、またそれはどの程度のものでしょうか。 | 雨漏り | | | (写真番号) |
| 2 外壁のコンクリートや壁仕上のはく離、大きなひび割れ、さび汁、塗装材のはがれ、膨れなどがありますか。 | 外壁の状況 | | | (写真番号) |
| 3 外部建具(窓や扉、シャッター)に動作不良や塗装のはく離、変形や破損がみられますか。 | 開口部の状況 | | | (写真番号) |
| 4 屋外の庇天井からの漏水やさび汁の痕跡がありますか。 | 外部庇天井の状況 | | | (写真番号) |
| 5 玄関ポーチ部に沈下や隆起、破損がありますか。 | 外部床の状況 | | | (写真番号) |
| 6 建物外部の階段やバルコニー、金物等(手すり、雨どい、給排気口カバー等)に壊れているところはありますか。 | 外部その他の状況 | | | (写真番号) |
| (3) 屋内について(※代表的な部屋(施設の用途に使用する部屋)を対象にお答えください。代表的な部屋が複数ある場合はシートをコピーして下さい) | | | | |
| 1 室内の床にひび割れ、はく離、浮きなどがありますか。 | 内部床の状況 | | | (写真番号) |
| 2 室内の壁にひび割れやはく離等がありますか。 | 内部壁の状況 | | | (写真番号) |
| 3 室内の天井にひび割れやはく離、漏水の痕跡がありますか。 | 内部天井の状況 | | | (写真番号) |
| 4 室内のドアや引き戸に壊れている箇所はありますか。 | 内部開口部の状況 | | | (写真番号) |
| 5 室内の間仕切り壊れているところはありますか。 | 内部中間材の状況 | | | (写真番号) |
| 6 案内表示等に壊れているところはありますか。 | 内部その他の状況 | | | (写真番号) |
| (4) 電気設備について(※わかる範囲でお答えください) | | | | |
| 1 分電盤のブレーカーが落ちたことはありませんか? | 幹線設備の状況 | | | (写真番号) |
| 2 照明器具やコンセントで壊れたり、異音や異臭がするところはありませんか? | 電力・コンセントの状況 | | | (写真番号) |
| 3 館内放送設備に故障はありませんか? | 通信設備の状況 | | | (写真番号) |
| 4 防火扉、避難階段等に著しい損傷、変形、腐食はありませんか? | 防災設備の状況 | | | (写真番号) |
| (5) 給排水・衛生設備について(※わかる範囲でお答えください) | | | | |
| 1 水の出具合が悪かったり、赤い水が出たりしますか? | 給水設備の状況 | | | (写真番号) |
| 2 特に原因も無く毎月の水道料金が大きく変動していませんか? | 給水設備の状況 | | | (写真番号) |
| 3 排水づまりはありますか? | 排水設備の状況 | | | (写真番号) |
| 4 便器などの衛生設備は壊れていませんか? | 衛生設備の状況 | | | (写真番号) |
| 5 配管・器具等からの異音や臭気(ガス)はありますか? | ガス設備の状況 | | | (写真番号) |
| (6) 空調設備・その他について | | | | |
| 1 熱源設備(ボイラ、冷凍機等)の運転時に異音、異臭はありますか? | 熱源設備の状況 | | | (写真番号) |
| 2 エアコン運転時に異音、異常振動はありますか? | 空調設備の状況 | | | (写真番号) |
| 3 冷暖房時にダクトから異音、異常振動はありますか? | ダクト設備の状況 | | | (写真番号) |
| 4 空調用冷温水の配管の保温材が剥がれたりぬれたりしていませんか? | 配管設備の状況 | | | (写真番号) |
| 5 換気扇や送風機に正常に機能しないものがありますか? | 換気設備の状況 | | | (写真番号) |
| 6 排煙用自動解放装置に正常に機能しないものがありますか? | 換気設備の状況 | | | (写真番号) |
| 7 エレベータの運転時に騒音や騒音等がありますか? | 昇降機設備の状況 | | | (写真番号) |
| (7) 上記以外に破損や異常等、気になる箇所がありましたら記入してください。 | | | | |
| | | | | (写真番号) |

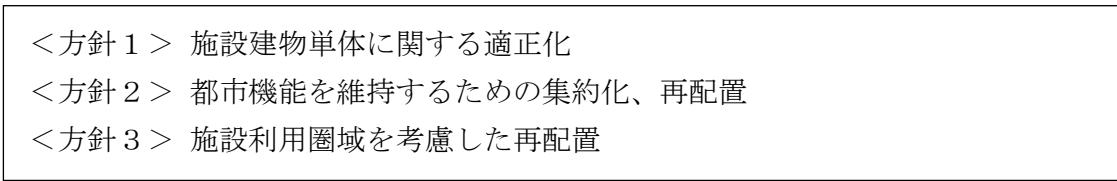
(6) 公共施設の適正化を踏まえた削減目標値の設定

①基本的な考え方

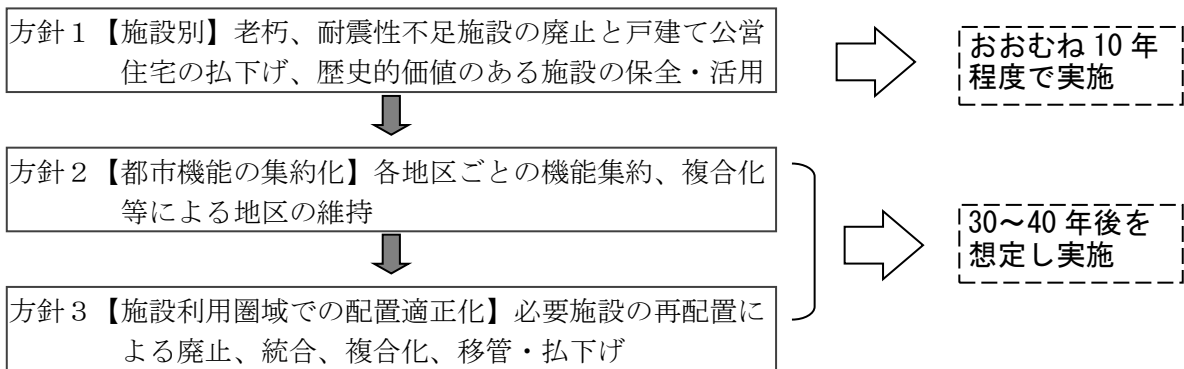
「第2章(4)①公共施設等の総量の圧縮を図る」において示した、公共施設等の削減目標を具体的に設定するため、以下の考え方で削減目標値を設定する。

復旧・復興により、公共施設の整備が進められている一方で、今後の人口減少を踏まえた適正な公共施設規模を検討する必要がある。そのため、基本方針を以下の方針1～3とし、この方針のもとで、施設面積の削減目標を設定する。

なお、方針1は、おおむね10年程度で、方針2、3については、30～40年後を目標に実現を目指す。



適正化の方針と期間



②公共施設適正化の方針

<方針1> 施設建物単体に関する適正化

- ・耐震性が不足している施設、老朽化が著しい施設で更新の必要性が低い施設を廃止する。
- ・津波被害により応急的に建設した施設や災害対応で寄付された仮設建築物のうち、本設整備により役割を終えたものは撤去、または用途の転用による民間等による活用を行う。
- ・戸建災害公営住宅は戸数を維持するものの適切なタイミングで、居住者に払い下げる。
- ・当初から移管を想定している地区集会所等の移管・払下げを行う。
- ・歴史的価値の高い施設や利用価値の高い施設などについては、耐震化やバリアフリー化の改修、町民や民間事業者による運営等を行うことで、その保全、活用を図る。

例：(旧学校校舎など) 住民組織や民間団体等への払い下げや移管

＜方針2＞ 都市機能を維持するための集約化、再配置

長期的には町の人口が半減する想定もされていることから、小学校区をもとにした都市構造における拠点ゾーンの機能、利便性を維持するとともに、生活拠点は、規模を縮小しながらも機能を保持することを目指す。

- ・町の骨格構造と人口を踏まえ、施設の集約化などより、各地区の拠点を維持しつつも施設の複合化等による削減を図る。
- ・都市構造のコンパクト化に向け、人口減少地域における公営住宅の戸数の削減を図る。
- ・年少人口が少ない、または減少率が大きい地域における小学校等の複合化等による規模の縮小を検討する。

○町の基本構造

町の総合計画では、拠点ゾーン（志津川、歌津）と生活拠点（入谷、戸倉）を形成する考え方が示されてており、これを踏まえ各地区の拠点を維持しながら、施設の複合化等による削減、再配置を検討する。なお、名足についても、小学校や災害公営住宅が立地しており、生活拠点としての機能を有しているため、生活拠点としてみなす。



生活ゾーン（里）

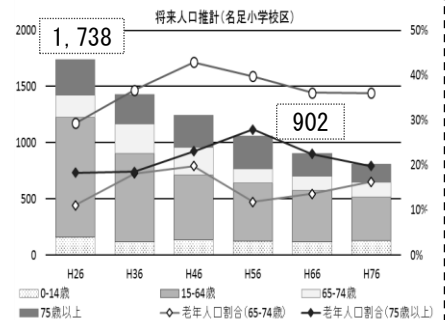
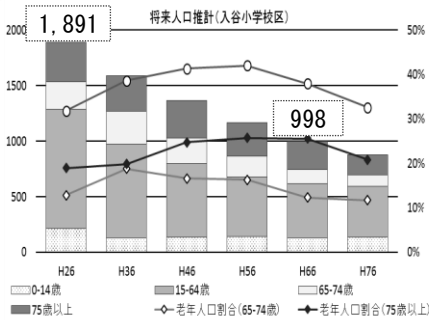
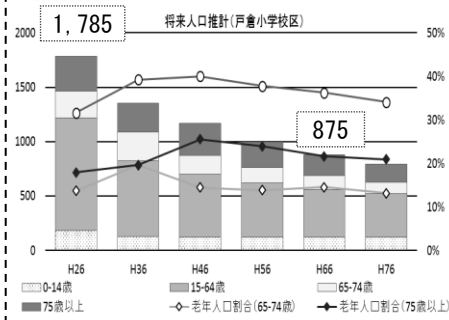
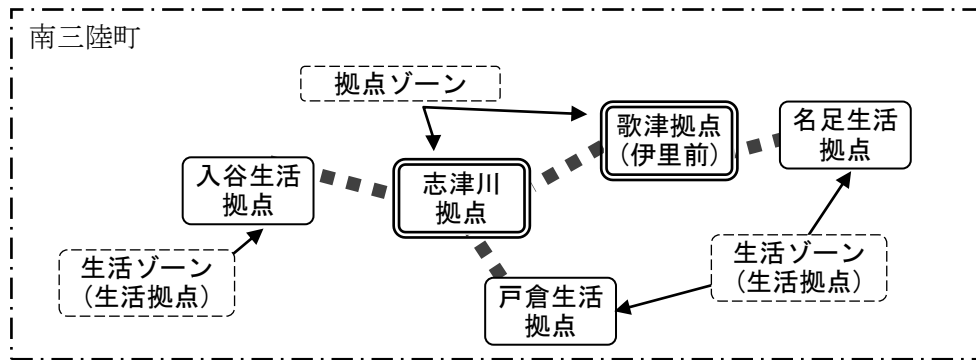
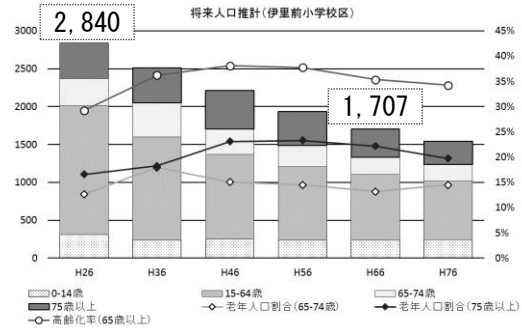
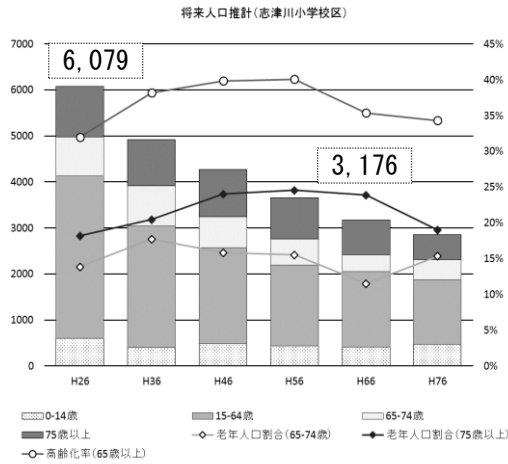
居住地としての快適性や生活の利便性を確保するゾーンとして位置づけ、自然や里山、農漁村の環境との調和を図ります。
また、小学校、公民館等の公共施設が立地するコミュニティ形成の中心を生活拠点として位置づけます。
〔戸倉生活拠点〕〔入谷生活拠点〕

拠点ゾーン（街）

本町の暮らしを支える公共・公益サービスや産業関連サービスの機能を集約し、多様な連携によって新しい交流や町のブランド価値を創造・発信する拠点として位置づけます。
〔志津川拠点ゾーン〕〔歌津拠点ゾーン〕

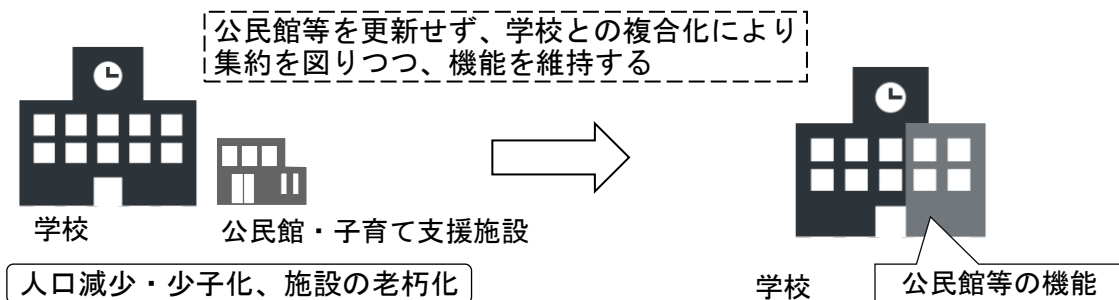
○各地区の将来人口

各地区とも人口が減少し、40～50年後にはおよそ半数になることが想定されている。そのような中で、各地区の機能を維持することが求められる。



○地区の中心を形成する考え方

人口減少や施設の老朽化により、公共施設を削減する場合、各地区での町民生活を維持するために、各種機能の維持が必要と考えられる。そのため、一例として、地区の中心的施設(たとえば学校)に公共サービス機能を集約することが考えられる。



<方針3> 施設利用圏域を考慮した再配置

- ・利用圏域別に必要な施設のうち、広域的な整備が考えられる施設や圏域内に複数設置されている施設、人口・利用者に比して余剰面積がある施設等の統合、廃止、複合化を図る。

○圏域を踏まえた方針（イメージ）

施設の種別ごとに対象とする圏域が異なるため、これを踏まえた適切な配置を検討する必要がある。公共施設を分類するとおおむね以下のようになり、重複する施設を削減することも考える必要がある。

・圏域ごとの施設とその方針（イメージ）

| | 行政系施設 | 文化系施設 | 教育系施設 | 保健福祉系施設 | その他施設 | 圏域別方針（イメージ） |
|---------------------|-------------|-----------------|-------|---------|---------------------|----------------|
| 広域施設 （隣接都市を含む） | | 図書館 生涯学習センター | | 病院 | クリーン衛生 ベイサイドアリーナ | 隣接都市も含めた集約化を検討 |
| 町域施設 （町全体程度） | 本庁舎 歌津支所 | 民俗資料館 | 中学校 | 保健センター | 市場 平成の森 | 拠点ゾーンへの集約を検討 |
| 地区施設 （学校区程度） | 消防ポンプ置き場 | 公民館 | 小学校 | 子育て支援施設 | 公営住宅 | 生活ゾーンごとの集約を検討 |
| コミュニティ施設 （行政区程度） | | 地区集会所 | | | | 地区に移管 |

③方針に基づく削減目標量の設定

前に掲げた方針を元に検討し、公共施設の削減面積を以下のように設定する。

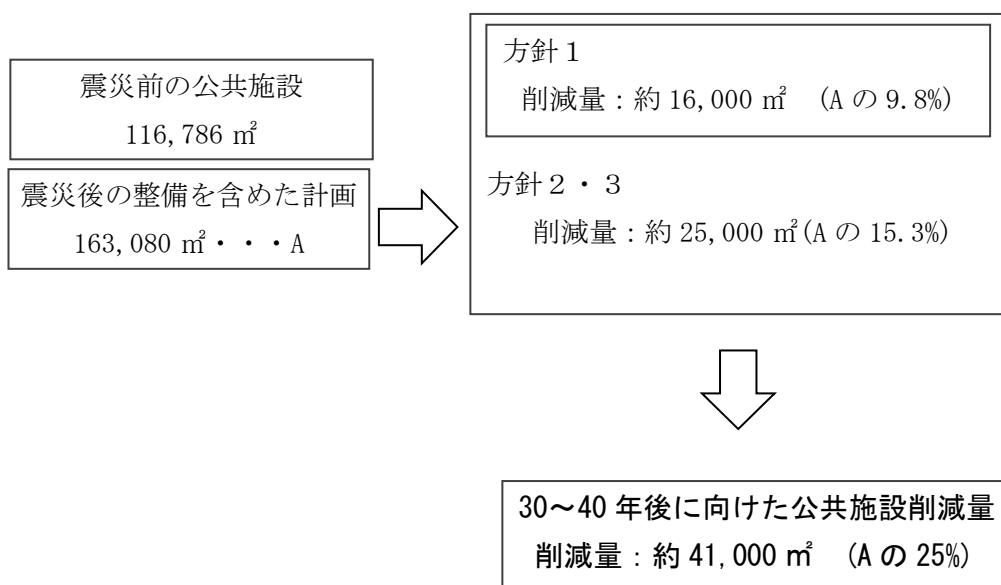
計画期間の40年間で25%の削減目標を設定する。また、仮設建築物等の除却が完了するおよそ10年後をめどに約10%の削減を目標とする。

○およそ10年程度をめどに実施

| | 削減対象 | 削減面積 |
|--------------------|--|-------------------------|
| 方針1 建物単体適正化（除却・保全） | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽・耐震性ないもの・仮設除却 ・木造公営払下げ ・防集団地の集会所の移管 | 約 16,000 m ² |

○30～40年後を想定した削減の実施

| | 削減対象 | 削減面積 |
|-------------------------------------|--|-------------------------|
| 方針2 都市機能の集約（集約・複合化・併設） | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設、公民館を小学校等と統合 ・公営住宅（共同タイプ）の削減 | 約 16,900 m ² |
| 方針3 施設利用圏域による適正化（重複施設廃止、移管）（複合化・併設） | <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏で利用する施設の再編による削減 ・町域、地区での重複施設の削減など | 約 8,100 m ² |
| 方針2・3の計 | | 約 25,000 m ² |



第3章 施設類型ごとの管理等に関する基本的な方針

(1) 全体方針

南三陸町では被災前に比べて復興後の公共施設面積が約 40%増加することが想定される。一方で施設に関する維持保全・更新にかかる 40 年間の費用の試算では、震災前の状況に比べて 8%の減少となった。

しかし、減少の主な要因は震災復旧による更新費用を参入していないことであり、復興後の施設面積は被災前よりも増大することから、大規模改修費、維持保全費は増加することが想定される。

そのため、各施設については適切な維持管理を図るだけでなく、施設の統廃合や民間への移管等も見据えた方針を設定する必要がある。

以下に、震災前および震災後の計画における、施設別の面積の増減及び維持保全・更新費の試算結果と課題、今後の対応方針について整理した。

(2) 類型別方針

①行政系施設

| | |
|---------|---|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none">・庁舎系施設と消防関連施設で構成され、被災流失した施設が多く、庁舎については仮設により対応している。・庁舎については平成 28 年度に整備予定であり、現在の仮設庁舎は、他用途での活用がない場合は新庁舎建設後すみやかに解体・除却する予定。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none">・本庁舎、支所については適切な維持管理と計画的な改修により長寿命化を図る。・消防ポンプ置き場については、概ね行政区単位で整備されているが、施設数は 49 と多く、行政区の再編と合わせて統廃合を行う。 |

②保健・福祉施設

| | |
|---------|---|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none">・志津川は総合ケアセンターとして、歌津は支所・公民館との合築が進められ、大分類別の施設保有量は震災前からマイナスとなった。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none">・震災前からの施設も平成年間に建てられた施設が大部分であり、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。・高齢者関係の施設のうち一部は、福祉法人等の民間への譲渡を円滑に行い、施設保有量を減らしていく。・なお、高齢化、特に後期高齢者の急増により、一時的に施設需要が増大していくことが予想されるが、高齢者人口も 2020 年以降は減少することが予測されており、必要とされるサービス水準を確保しながら、将来を見込んだ施設確保を行う必要がある。 |

③子育て支援施設

| | |
|----------------|--|
| <p>現状・課題等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設については、志津川・歌津・戸倉に総合的施設が整備され、子育て支援の充実が図られた。 ・志津川では総合ケアセンターとしての統合、歌津・戸倉では保育園等との合築が実施されたが、施設保有面積は1.7倍近くまで増大した。 |
| <p>今後の対応方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備された施設については、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。 ・子育て支援は、町の将来を担う子どもたちの育成上重要な施策であるが、少子化の進行により規模的に余裕が出る施設については、施設への他の機能の導入等を検討する。 |

④社会教育施設

| | |
|----------------|--|
| <p>現状・課題等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・従来は、他の施設の一部を利用することなどで、従前の施設保有量が少なかった施設であるが、復興事業により新設も含め面積で2.3倍近くまで増加した。 ・新施設が大半を占めることもあり、施設運営コストの伸びは全体で1.5倍程度であるが、従前施設の耐用年数が迫っているため、建替え費用が多くなっている。 |
| <p>今後の対応方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備された施設については、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。 ・また老朽化し更新が必要な施設については、余剰施設の改修等で対応していくことも検討するする必要があり、転用等が決定した施設については大規模改修を実施しないなどの対応を行う。 |

⑤市民文化系施設

| | |
|---------------|---|
| <p>現状・課題等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設と同様に施設数、面積とも大幅に増加した。 ・3つの地区の公民館は、すべて再建されるが、志津川・歌津は複合化、戸倉は中学校の転用によって整備された。 ・地区の集会所等が被災した地区においては、防災集団移転促進事業により団地内に集会所が整備された。 ・災害公営住宅団地内には、住民コミュニティの育成の観点から集会所が団地ごとに整備された。 |
|---------------|---|

| | |
|---------|--|
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備された公民館については、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。 ・防集団地で整備された集会所は、震災前までは県・町の補助などにより、地区（行政区）が整備してきた施設であり、被災してない施設との公平性からも、できるだけ早期に行政区への移管譲渡を行う。 ・なお、震災時に寄付等で整備された施設については、類似施設の状況や利用状況を勘案しながら適切な対応を検討する。 |
|---------|--|

⑥スポーツ・レクリエーション系施設

| | |
|---------|--|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ交流村（ベイサイドアリーナ）と平成の森という大規模施設の割合が高く、利用状況も高い。 ・その他の施設については、必ずしも高い利用状況とはいえない。 ・大部分の施設が指定管理者制度による管理が行われている。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模2施設については、本来機能のほか、大規模集会や震災時に避難所や短期間ではあるが臨時的役場機能として使用された施設でもあり、改修時期に合わせ大規模改修により、長寿命化を図る。 ・その他の施設については、利用状況等を勘案しながら、改修時期の調整等を行う。 |

⑦学校教育系施設

| | |
|---------|---|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・従前で最も施設保有面積が大きかった施設で、現在でも3割の面積を占める。 ・震災により被災した戸倉小学校が平成27年開校した。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・志津川小・中、歌津中については、既に大規模改修の時期を迎えており（志津川小・中は一部改修済）、改修が一時期に集中しないように計画的な改修を行い、長寿命化を図る。 ・少子化により余剰教室の発生等が予想され、他用途の導入等を検討する。 ・なお、中学校については統合がなされたが、小学校は複数校において近い将来複式学級化が見込まれることから、今後統合等の検討を行い、計画に基づいた改修を実施する必要がある。 |

⑧供給処理施設（建築物）

| | |
|---------|---|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在ごみ処理は気仙沼市に委託している。 ・処理施設の耐用年数も踏まえた、今後の方針を検討する必要がある。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・現存施設のうち衛生センターは、今後も浄化槽の汚泥の処理のため活用する。 ・広域でのごみ処理を視野に入れ、近隣自治体との連携も踏まえた施設の整備、運営を検討する必要がある。 |

⑨公営住宅

| | |
|---------|---|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧で最も増加した施設で総面積の約4割近くを占め、その大部分が復興事業によって整備されている。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災前からの住宅については、大部分が公営住宅法の耐用年数（30・45年）を経過することから、復興住宅の空き住居への転居を促進し、順次用途廃止を行う。 ・復興住宅のうち木造については、払い下げ譲渡が可能となる配置で設計されており、居住者意向を確認しながら譲渡を行う。 ・住宅の管理についても、小規模なものは入居者等の地元組織での自主管理を推進するとともに、戸数規模メリットを活かしながら、管理代行を含めて民間による管理運営を検討する。（指定管理者制度、管理公社設立など） |

⑩上下水道

| | |
|---------|---|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在進められている市街地整備や、防災集団移転団地の整備にあわせて整備が進められている。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・戸倉地区の浄水場関連設備など、新たに整備される施設も多くなることから、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。 |

⑪病院

| | |
|---------|---|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災により被災し、仮設及び町外施設の貸与により運営していた町立病院が、平成27年12月に新たに竣工した。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の充実は定住促進のためにも重要な施設であり、必要とされる機能を確保するため、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。 ・今回の試算には含めてないが、医療施設は設備の維持管理費が高く、24時間稼働による電気光熱費もかさみ、また技術革新に対応した新設備の導入等が想定される。 ・公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則であり、病院経営計画等で運営においては一般会計からの負担を少なくする必要がある。 |

⑫公園、産業系、その他

| | |
|---------|--|
| 現状・課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園内のトイレ等であり、施設の多くが老朽化している。 |
| 今後の対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修時期がきている施設が多く、適切な時期に改修を行う。 ・またバリアフリー化等が実施されていない施設が多く、大規模改修検討時に利用状況等を勘案しながら整備を計画する。 |

(3) 具体方針案

「第2章(6) 公共施設の適正化を踏まえた削減目標値の設定」にも示したとおり、公共施設の適正な規模を設定し、それに向けて削減していくことが望まれる。ここでは、その具体的な方策と施設の一例を示す。

①改修や更新を行わない施設の設定

老朽化した施設については、大規模改修や更新の是非を検討する必要がある。その際、他の施設で十分な機能を果たすことができる場合は、廃止の選択を行うことが望ましい。また、被災後の復旧・復興段階に仮設で整備された公共施設も町内に点在しており、これらについても適切な時期に廃止する必要がある。

| | 内容 | 代表的な施設 |
|-------------|--|--|
| 老朽化している公共施設 | 大規模改修や更新を予定していない施設を適宜統合、廃止する。 | 公営住宅（伊里前下、第2北の沢） 学校の旧校舎等（伝習館、民俗資料館、林際小学校） |
| 仮設公共施設 | 目的を達成したもの、必要性の低い施設については、大規模改修や更新を行わず、統合、廃止とする。 | 仮設庁舎、仮設図書館（歌津、オーストラリア友好学習館）等 |

②民間・住民への移管の推進

震災後は、被災した町民の住宅確保のため、災害公営住宅が大量に建設されてきた。これらのうち、木造戸建タイプについては、住民への払下げを想定して建設されたものであるため、適切に処分する。また、防災集団移転団地等に建設された地区の集会所についても、適切な時期に地区に移管する。

| | 内容 | 代表的な施設 |
|---------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 公営住宅（木造戸建タイプ） | 災害公営住宅のうち、木造戸建タイプの払い下げを実施する。 | 各地（名足、入谷、伊里前、志津川、戸倉）の災害公営住宅戸建タイプ |
| 集会所 | 防災集団移転団地に合わせて建設された地区集会所を移管する。 | 防集団地の集会所（中学校上、枅沢、戸倉、清水、寄木葦の浜等） |